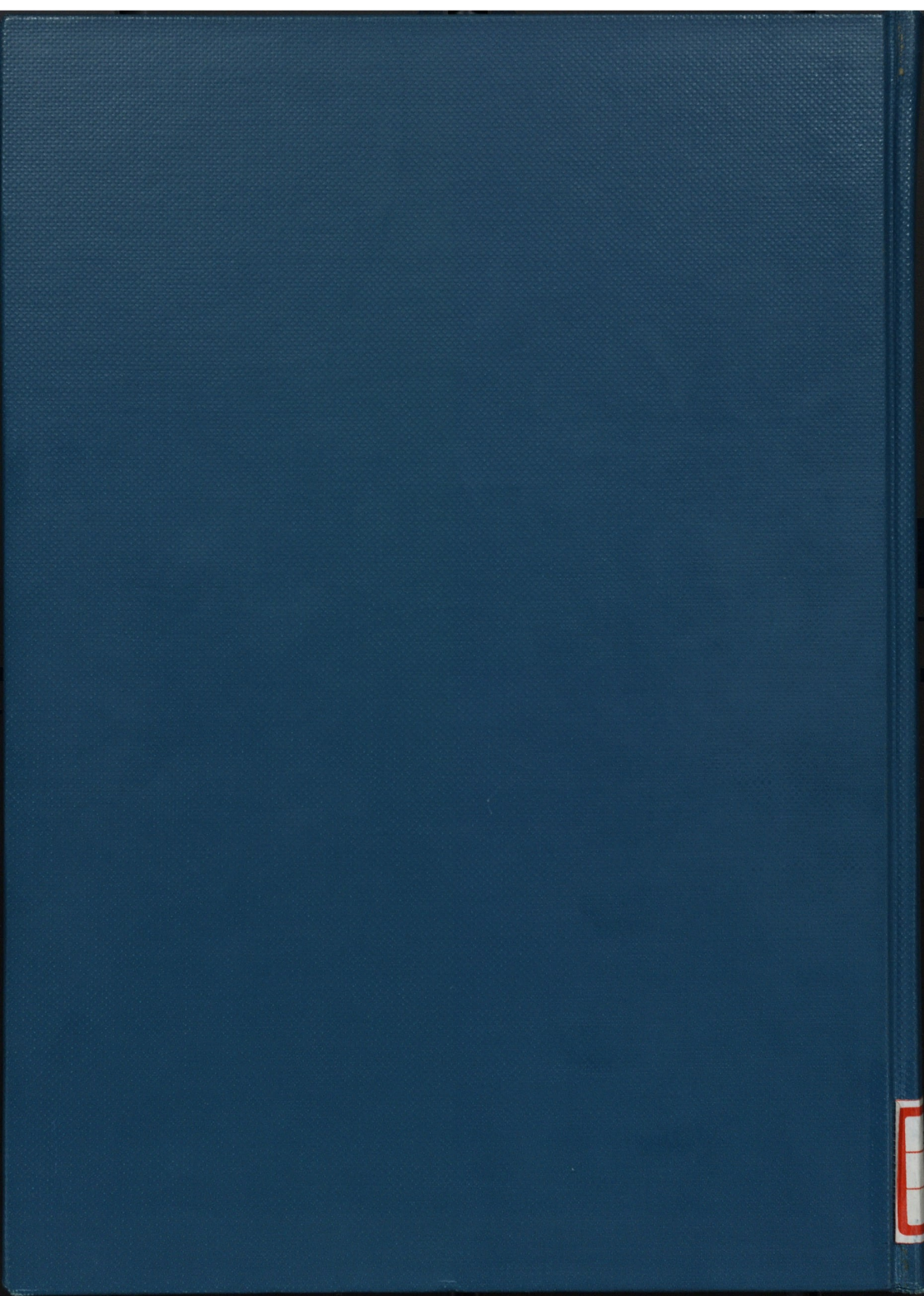


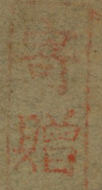


兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十三輯

正誤表

凡例	頁	行	誤	正
目次	一	八	大寧寺	太寧寺
本文	四〇	七	建武二	建武元
	四五	九	生駒山	葛城山
	五七	一七	生駒山	が
	同	九	柄孔	柄孔
	五八	一〇	隋圓形	隋圓形
	同	八	木像	木彫
	同	一一	寸測を	寸を測
	六〇	一四	蓮辨	蓮辨
	同	一五	辨面	辨面
	六四	八	廢寺	廢寺
	一〇六	二	宮司	社司
圖版	廿二		建武二年	建武元年

以下准之



昭和十一年三月

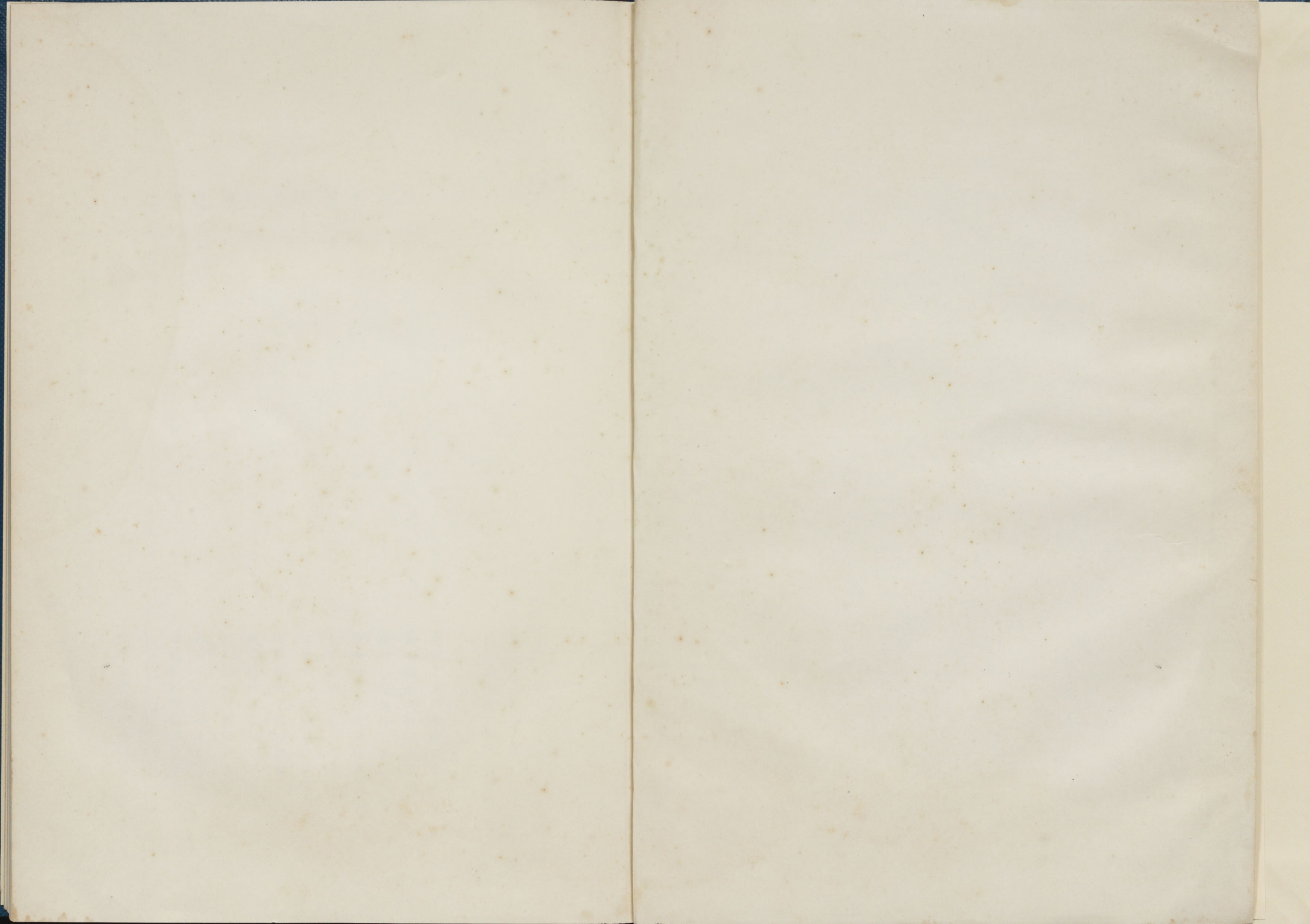
兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調查報告

第十三輯

兵
庫
縣

兵庫県立図書館

A3375969



兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第十三輯

正 誤 表

凡例	頁	行	誤	正
目次	一	八	大寧寺	太寧寺
本文	四〇	九	建武二	建武元
	四五	一七	生駒山	葛城山
	五七	九	ナ	が
	五八	一〇	柄孔	柄孔
	同	八	隋圓形	楕圓形
	同	一一	木像	木彫
	六〇	一四	寸測を	寸を測
	同	一五	蓮辨	蓮瓣
	六四	八	辨面	瓣面
	一〇六	二	癡寺	廢寺
圖版	廿二		宮司	社司
			建武二年	建武元年

以下准之

凡 例

一、本輯收むる所は昭和十年度中の調査にかゝるものを主とし是に前年度に於て既に調査を遂げ未だ報文の登載なかりしものを加へた。

一、本年度に於ける調査の概要を記すと先づ史蹟に關しては前年度よりの繼續事業たる明治天皇聖蹟の調査を爲し豫定の事項を完了した。而して調査の結果は「明治天皇聖蹟」と題する一冊の書に經め史蹟名勝天然紀念物調査報告第十二輯として刊行した。一般史蹟に關しては七月魚澄吉井兩委員が武藤囑託と共に三原郡志知村淳仁天皇御遺蹟、同郡灘村諭鶴羽神社、印南郡曾根町舍人姫王檜笠岡御墓を踏査せるを始めとして八月に入つて同じく魚澄吉井武藤の三人は多紀氷上二郡に出張、多紀郡に於て二村神社、高仙寺、大國寺、八幡神社、西光寺、大寧寺、氷上郡に於て常勝寺、藥師堂及久下氏關係古文書の調査を遂げた。昭和十一年に入つては三月武藤囑託は赤穂郡船坂村大山寺、揖保郡勝原村下太田廢寺趾の調査をなした。天然紀念物に關しては山鳥松本兩委員に依り飾磨郡英賀保村英賀神社に存する竹柏根上り松、英賀彦、英賀姫松の調査が爲されたのを始めとして城崎郡香住の欒樹の自生地、美方郡溫泉町正福寺櫻、氷上郡沼貫村大歲神社の櫻、棕がそれゝ踏査せらるゝ所あつた。

一、本輯に收録せるものゝ調査に當りて關係諸官衙その他より公私の援助を與へられた

事は誠に多大であつた。史蹟の調査に關しては神戸市福嚴寺住職瀧宜睦前兵庫區長有方新治打出觀音堂藤井諦乘武庫郡山田村無動寺住職庵隆現揖保郡勝原村村長山本貞藏・同村下太田區長佐々木勘次郎外區民一同永上郡久下村村長中川幸之助同村常勝寺住職宮崎實玄同郡國領村久下繁太郎同郡前山村久下武夫天然紀念物の調査に關しては有馬郡高平村高賣布神社社司松田龍太郎元高平小學校校長大南丈太郎高平小學校溝上定吉・飾磨郡英賀神社社司木村百樹英賀保村助役上野作太郎城崎郡香住村助役小原勝治郎同村一日市區長代理西村章治同村香住小學校校長北垣實一郎同校訓導青山眞一郎美方郡溫泉町助役高垣民三郎同町小學校校長中村肇正福寺住職熊谷寂澄永上郡沼貫村村長塚口誠一・大藏神社社司石岡保三・津名郡河上神社社司佐伯眞琴の諸氏より受けたる調査上の援助と好意に對して深謝の意を表し度い。又正福寺櫻の原色圖は西宮市立高等女學校教諭早見晴夫氏の筆を煩した事を併せ記して感謝の意を表する。

昭和十一年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告

第十三輯

調査項目

史蹟

神戸市

第一 巨鼈山福嚴寺……………一頁

第二 清盛塚……………一四

武庫郡

第三 打出觀音堂の十一面觀音像……………三

第四 若王山無動寺……………三六

揖保郡

第五 下太田廢寺趾……………五四

氷上郡

第六 久下谷と久下氏……………六九

三原郡

第七 諭鶴羽神社……………七四

天然紀念物

有馬郡

第一 高平村市瀬の鶏冠木……………八九

飾磨郡

第二 英賀神社の竹柏……………九〇

第三 英賀保の根上り松……………九二

第四 英賀保の英賀彦松英賀姫松……………九三

城崎郡

第五 香住の欒樹の自生地……………九五

美方郡

第六 正福寺櫻……………九六

氷上郡

第七 大蔵神社の棕……………一〇〇

津名郡

第八 大蔵神社の櫟……………一〇一

第九 洲本八幡神社の樟……………一〇三

第十 鮎原村河上神社の檜柏……………一〇五

挿圖目次

第一圖	福嚴寺附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一〇
第二圖	元祿古地圖に現れたる福嚴寺	一一
第三圖	清盛塚附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	一五
第四圖	昔時の清盛塚（神戸古今の姿）挿圖復寫）	一六
第五圖	移轉工事中の清盛塚	二〇
第六圖	打出觀音堂附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	二三
第七圖	無動寺附近地圖（同 右五萬分一地圖分載）	三九
第八圖	無動寺大日堂安置釋迦如來像頭部（昭和八年八月撮影）	五一
第九圖	下太田廢寺趾附近地圖（陸地測量部二萬五千分一地圖分載）	五四
第十圖	下太田廢寺趾境域實測圖	五六
第十一圖	（右）塔趾に於ける心礎及遺瓦の發見狀態（昭和九年一月撮影）	五七
	（左）塔趾心礎出土狀態俯瞰寫眞（昭和十年八月撮影）	五七
第十二圖	下太田廢寺趾遺存礎石實測圖	五九
第十三圖	下太田廢寺趾出土遺瓦復原圖	六一
第十四圖	下太田廢寺趾出土鐙瓦斷片及島田清氏藏寺趾出土鐙瓦拓影	六三

第十五圖	大和定林寺遺瓦及大和法隆寺遺瓦	六三
第十六圖	久下谷附近地圖（陸地測量部地圖縮寫分載）	七〇
第十七圖	諭鶴羽神社附近地圖（陸地測量部廿萬分一地圖分載）	七五
第十八圖	諭鶴羽神社社殿	七六
第十九圖	淡路名所圖會に描かれた諭鶴羽神社	八一
第二十圖	建武二年有銘町石實測圖及十六町附近在町石實測圖	八六
第二十一圖	高平村市瀬附近地圖（陸地測量部五萬分一地圖分載）	八九
第二十二圖	英賀神社附近地圖（同 右）	九〇
第二十三圖	英賀神社英賀彦松（昭和十年六月撮影）	九三
第二十四圖	同 右英賀姬松（同 右）	九三
第二十五圖	香住町附近地圖（陸地測量部五萬分一地圖分載）	九五
第二十六圖	溫泉町附近地圖（同 右）	九八
第二十七圖	大藏神社附近地圖（同 右）	一〇〇

圖版目次

史蹟

圖版第一	(上) 福嚴寺境内	(昭和九年十一月撮影)	(神戸市 巨氈山福嚴寺)
	(下) 同 境内出土古瓦	(同 右)	
圖版第二	(上) 清盛塚全景		(神戸市 清盛塚)
	(下) 同 右臺座銘文		
圖版第三	清盛塚實測圖		(同 右)
圖版第四	(右) 打出觀音堂の十一面觀音像(面部)	(武庫郡 打出觀音堂の十一面觀音像)	
	(中) 同	(全身)	
	(左) 同	(左側面)	
圖版第五	(右) 無動寺扁額	(昭和八年八月撮影)	(山田村 無動寺)
	(左) 慈雲尊者自讀畫像	(同 右)	
圖版第六	(右) 無動寺大日堂安置釋迦如來像		(同 右)
	(左) 同		(同 右)
圖版第七	同 觀世音菩薩像		(同 右)
圖版第八	同 不動明王像		(同 右)

圖版第九	(上) 遺趾遠望	(昭和九年一月撮影)	(揖保郡 下太田廢寺趾)
	(下) 藥師堂	(同 右)	
圖版第十	(上) 藥師堂遺趾	(昭和十一年三月撮影)	(同 右)
	(下) 塔 趾	(同 右)	
圖版第十一	(上) 塔趾に於ける礎石	(昭和十年八月撮影)	(同 右)
	(下) 藥師堂境内遺存の一礎石	(同 右)	
圖版第十二	塔趾實測圖	(昭和九年六月武藤測圖)	(同 右)
圖版第十三	出土遺瓦	(昭和十一年三月撮影)	(同 右)
圖版第十四	(上) 久下谷展望	(昭和十年八月撮影)	(水上郡 久下谷と久下氏)
	(下) 常勝寺(久下村谷川)	(同 右)	
圖版第十五	(上) 藥師堂(久下村岡本)	(同 右)	(同 右)
	(下) 仁木賴章威狀(久下武夫氏藏)	(同 右)	
圖版第十六	(上) 久下重基軍忠狀(同 右)	(同 右)	(同 右)
	(下) 足利義詮下文(久下五三郎氏藏)	(同 右)	
圖版第十七	(上) 足利義詮教書(久下武夫氏藏)	(同 右)	(同 右)
	(下) 守護仁木賴章遵行狀(同 右)	(同 右)	
圖版第十八	(上) 足利義詮教書(同 右)	(同 右)	(同 右)

圖版第十九 (下) 中西秀長書狀(久下武夫氏藏) (昭和十年八月撮影) (水上郡 久下谷と久下氏)

(上) 諭鶴羽神社勸進帳(護國寺藏)

(三原郡 諭鶴羽神社)

(下) 諭鶴羽神社諸堂宇注文(同右)

圖版第廿 諭鶴羽神社境内遺存天文廿一年有銘遺牌

(同 右)

圖版第廿一 (右) 同 右

(同 右)

(左) 同 右

圖版第廿二 (右) 同 右建武二年有銘町石拓影

(同 右)

(左) 同 右天文廿一年有銘遺牌拓影

天然紀然物

圖版第廿三 (上) 英賀神社英賀彦松英賀姫松

(飾磨郡 英賀彦松英賀姫松)

(下) 英賀神社の根上松

(飾磨郡 英賀神社の根上松)

圖版第廿四 (上) 香住欒樹自生地 (昭和九年七月撮影)

(城崎郡 香住の欒樹の自生地)

(下) 同 右 (同 右)

圖版第廿五 正福寺櫻

(美方郡 正福寺櫻)

圖版第廿六 同 右 原色圖

(同 右)

圖版第廿七 (右) 大歳神社の棕

(水上郡 大歳神社の棕)

(左) 同 右の櫟

(同 大歳神社の櫟)

史蹟

調査委員									
魚澄惣五郎	辰馬悦藏	中村直勝	吉井太郎	梅原末治	置鹽章	伊藤八郎	武井尹人	武藤誠	囃託
同	同	同	同	同	同	同	同	同	囃託

神戸市

第一 巨鼈山福嚴寺

〔圖版第一〕

元弘三年五月伯耆船上山に於て六波羅陷落の報を聞召された、後醍醐天皇は京師還幸を仰出され廿三日行在所を御發遣、目出度き還幸の途に就かせ給うたのであつた。過ぐる歳の春御供の武士の警固もあいたはしき有様で申すも畏き隱岐國への行幸の旅路を辿り給うた同じ路次を、今度は前後三十里に涉り供奉の月卿雲客も弓箭を帶して御前に候ふと云ふ勇ましい行粧で東へ車駕を進め給ひ五月廿六日には早くも杉坂を越えて播磨國に入らせられ千本宿（排保郡東栗栖村千本）に御駐蹕遊され、明けの日は箸崎宿（排保郡越部村嘴崎）を経て書寫山圓教寺（飾磨郡曾左村）に行幸あり、多年の御宿願を果させ給ふと共に武家幕府の討滅を祈請し給うた。而して翌廿八日には増位山隨願寺（姫路市）を経て法華山一乗寺（加西郡下里村）へ行幸、その後行程を急がせ給うて五月の晦日に兵庫に著御遊され六月二日に到る三日の間御駐蹕あらせられたのである。此の際行在所たる光榮に浴したのが實に福嚴寺であつた。

以上の史實は専ら太平記が記す處である。還幸に關する史料としては實に太平記が唯一の史料であつて他に之を覗はしむる記録文書を有しない爲に史實としての確實さを認め得ぬのは遺憾である。然し幸ひに書寫山圓教寺への行幸に關しては行幸の後五日目に當る六月三日に權律

師行春が誌した「書寫山行幸記」と名付ける記録が傳はり存し群書類從帝王部に收められ詳細な史實を傳へて居る事は注意を要する。而して此の史料の價値の高い記録の記載が太平記の記事とよく一致せる事は、太平記の史料の價値を高く評價すべき事が一般的に認められつゝある事と共に此の書の還幸に關する記述の價値を高めるものであらうと思はれる。

福嚴寺御駐蹕中三つの重要な出來事のあつた事を太平記は記して居る。一は西播の名族赤松則村則祐父子が參向し拜謁を賜れる事、二は新田義貞より鎌倉に討入り北條高時以下一族を殲滅せりとの注進が到達した事、三は楠木正成が手兵七千を率ゐて奉迎の爲參向し拜謁を賜はれる事である。即

二十八日ニ法華山へ行幸成テ御巡禮アリ。是ヨリ龍駕ヲ早メラレテ晦日ハ兵庫ノ福嚴寺ト云寺ニ儲餉ノ在所ヲ點ジテ且ク御座有ケル處ニ其日赤松入道父子四人五百餘騎ヲ率シテ參向ス。龍顏殊ニ麗クシテ天下草創ノ功偏ニ汝等最員ノ忠戰ニヨレリ。恩賞ハ各望ニ任スヘシト叡威有テ禁門ノ警固ニ奉侍セラレケリ。天正本ニハ同日暮程ニ河野入道、土居得能、伊豫ノ國ノ勢ヲ率シ、大船三百餘艘ニテ參著ストアリ、河野入道ハ其人ヲ的知セザレドモ、善應寺本河野系圖ヲ按ズルニ、通種ノ子通時ノ下ニ建武中依有軍忠、賜伊豫、但馬、越後所々訖トアリ此寺ニ一日御レハ土居得能ト共ニ起リシモノハ通種父子ニテ入道ハ即通種ナラシカ土居ハ通種得能ハ通種ナリ逗留有テ供奉ノ行列還幸ノ儀式ヲ調ヘラレケル處ニ其日ノ午刻ニ羽書ヲ懸タル早馬三騎參考太平記ニ西源寺本作二騎トアリ門前マデ騎打ニシテ庭上ニ羽書ヲ捧タリ。諸卿驚テ急ギ披テ是ヲ見給ヘバ新田小太郎義貞ノ許ヨリ相模入道以下ノ一族從類等不日ニ追討シテ東國已ニ靜謐ノ由ヲ註進セリ。西國洛中ノ戰ニ官軍勝ニ乘テ兩六波羅ヲ攻落ストイヘドモ關東ヲ攻ラレン事ハユ、シキ

大事ナルベシト叡慮ヲ廻リ運バサレケル處ニ此ノ註進到來シケレバ主上ヲ始進ラセテ諸卿一同ニ猶豫ノ宸襟ヲ休メ欣悅稱嘆ヲ盡サレ則恩賞ハ宜シク請ニ依ルベシト宣下セラレテ先使者三人參考太平記ニ西源寺本作二人トアリニ各勳功ノ賞ヲゾ行ハレケル。天正本ニ使者ヲ被召三人各蒙武官勳功之賞ヲゾ被行ケルトアリ兵庫ニ一日參考太平記ニ西源寺本作二日發兵庫由是見之言逗留三日者非也トアリ御逗留有テ六月二日瑤興ヲ廻ラサル處ニ楠多門兵衛正成七千餘騎ニテ參向ス。參考太平記ニ七千、今川家・北條家・南都本作二千、其勢殊ニ勇々敷ゾ見エタリケル主上御簾ヲ高ク捲セテ正成ヲ近ク召サレ大義早速ノ功偏ニ汝ガ忠戰ニアリト感ジ仰セラレケレバ正成長テ是君ノ聖文神武ノ德ニ依ラズバ微臣爭カ尺寸ノ謀ヲ以テ強敵ノ圍ヲ出ヅベク候乎ト功ヲ辭シテ謙下ス。天正本ニ參候之官軍共悉是見物ニソ舉ゾケルトアリ兵庫ヲ御立有ケル日ヨリ正成前陣ヲ承テ畿内ノ勢ヲ相隨ヘ七千餘騎ニテ前驅ス其道十八里ガ間干戈威揚相挾左輔右弼列ヲ引キ六軍次ヲ守リ五雲閣ニ幸スレバ六月五日ノ暮程ニ東寺マデ臨幸成リケレバ(以下略)(註二)

赤松氏は西播千種川溪谷に蟠居せる豪族で則村に到つて遽かに興起し播磨の守護と成つたが元弘三年正月子則祐が大塔宮の令旨を奉戴してより錦旗を掲げて立ち北條幕府討滅の軍を起し同じく大塔宮の令旨を蒙つて義兵に加つた明石郡伊川谷村の巨利太山寺の衆徒と力を合せて六波羅軍と戦を交へ兵庫の東北二里餘を隔つる摩耶山麓に城郭を構へ之に據つて居つたもので之に關しては本報告書第六輯所載の魚澄委員の筆になる「赤松氏の遺蹟」中に既に記述せられ又後日本報告書に收載せんとする太山寺の調査報告に詳述せんと欲す所であるから此處には詳しくは説かない。然し兵庫御駐蹕が赤松氏の存在と最も深い關係を有した事は注意せねばならぬ點で

ある。即播磨に根據を有する此の一族が官方に參じた事は、天皇の還幸を可能ならしめた所以であり、彼等が京都に進出する爲にその根據地を西攝の地に進めて居た事は、兵庫がその勢力圏内にあつた事を察せしめるものであつて、禁門の警固を命じ給うたとの太平記の記事は當に然あるべき事と思はれる。兵庫がかゝる状態の地なればこそ京都還御を前にして三日に亘りて御駐蹕遊され、旅塵を拂ひ旅装を改めさせ給ひ且鹵簿を整へ給ふ等目出度き還御の爲に萬般の用意を調べられたのであると推測される。

次に鎌倉陷落の報知に就いて考ふるに神皇正統記には

五月廿二日にや、高時をはじめとしおほくの一族皆自滅してければ鎌倉又たいらぎぬ符契を合する事もなかりしに筑紫の國々、陸奥、出羽のおくまでも同じ月にそしつまりにける。六七千里の間一時におこりあひにしに、時のいたり運の極りぬるはかゝることにこそと不思議にも傳りしものかな、君はかくともしらせ給はす攝津國西の宮といふ所にてそきかせまじしける。

と記して東國捷報の到りしを西宮驛の事として居る故に一考を要する。大日本史料は此の記事に従ひ六月二日の項に、西宮に於て此の事ありし由を記して太平記は兵庫駐蹕の時とせるが正統記に従ふ旨を註記して居る。保暦間記には高時一族の滅亡を記した後、續けて

先帝攝津國西の宮迄御上着有り、同六月四日東寺へ入せ給てあけの日威儀をとゝのへすなはち内裏へ入らせ給ひ重祚まじましき

とあり、西宮驛に御駐泊あらせられし事は察せられるも捷報に就ては記す處なく之に關する史料

は他に全く見る事が出来ないものであるから、假令神皇正統記の方が太平記よりも史料として重んずべきであつても遽かにその記事によつて斷定をなす事は出来ない。此の問題に關しては後考を俟つ事とする。

大楠公の奉迎賜謁の事はその意義眞に深いものあるを覺ゆる。遡つて二年前の元弘元年八月の末に御召を蒙つて笠置の行在所に伺候せる時、東夷征伐の事深く頼み思召さるゝ由承り感激の餘、正成一人未生て在と聞召され候はゞ聖運遂に開かるべしと思召され候へど奉答したその頼しき言葉を見事に果し、一旦の勝負に窮るかに見えた聖運を開き奉り目出度き還幸を迎へ奉らんとするのであるから大楠公の胸中は如何ばかり歡喜に躍つて居た事であらうか。畏くも後醍醐天皇に於かせられては公家一統の政治を實現せんと多年の御企畫を不幸半途にして武家の爲に破られ給ひ、御雄圖空しく一旦は隱岐島に憂き年日を送らせ給ふ御苦境を味ひ給うた後に此の還幸の喜びを得給うた際であり、加へて太平記に従つて此處にて北條氏覆滅の報が天聽に達したとするならば御素意御達成の吉報に御滿悦あらせ給うた際の事として正成の迎謁に對して特別の歡感ありし事は拜察するだに畏き極みである。元來太平記が楠氏に對して特別の禮讃的筆致を示せる事は周知の事實であるが此の迎謁に關する敘述が極めて生彩に富み讀者をして感動せしめずにはおかぬものがあるのは故なしとせぬ。此の意義深き事件に就ても太平記のみが記せる以外他に史料がないので直に確實な史實となす事は躊躇せざるを得ないが増鏡及び梅松論にも京都還御の日供奉の人々の内に正成が加はつて居た事が明記されて居るから彼が何れかの場所に

於て奉迎した事が察せられ、然ればその場所として兵庫邊を考へる事は地理上からも又御日程の上からも當然の推察であると思はれる。随つて太平記の記述に信據する事は強ち早論ではないと信ずる。余は寧ろ太平記によつて此の意義深い事件が傳へられた事を喜ぶものである。

以上が聖駕還幸の御途上、兵庫福嚴寺御駐蹕に關する史實である。

此の特筆すべき歴史を持つ極めて重要な聖蹟である福嚴寺は、今神戸市兵庫區門口町二十番地に位置し山號を巨鼈山と呼ぶ臨濟宗南禪寺末に屬する禪刹である。市電柳原交叉點の東約二町に當る。本寺の由緒に關しては攝津兵庫福嚴寺十一面觀世音緣起^(註二)に次の如き説話が傳へられて居る。往昔兵庫の西に柳樹がありその下に小屋があつてそこに夫婦が住んで居た。甚だ貧窮であつたが或る年異僧來つて宿を乞うたのに對し親切に遇した處僧は去るに當つて竈の後にある味噌瓶の周圍を廻つて慈眼視衆生、福聚海無量と唱へて忽然として姿を消した。夫婦驚き瓶の蓋を開き見ると變じて麴醬となつて居た。近隣の者が之を傳へ聞きて之を乞ふので願に任せて與へた處更に盡る事なく遂に此の味噌を商ふうちに富んで長者となつた。その後ある夜夫婦は靈夢を感じ十一面觀音の示現を見たので之を安置し奉るため一大伽藍の建立を發願し大船數艘を下して良材を求めしめた。然るに材木を満載して歸著した船が和田岬に到着した時覆没して仕舞つたので之を見た長者は茫然とせる折柄、偶禪僧可禪が筑紫へ下る途中此處を通りあはせ此の珍事を知り失望に沈める長者を勵し更に材を求めしめた。再度材を獲て歸航せる船が和田岬に到つた時不思議や巨鼈が前に没した船を背に負うて浮び上り所積の材は一本も失はれずに存

した。こゝに於て長者は可禪の筑紫より歸るを待ち大伽藍造營を遂げ奇瑞を記念して巨鼈山の名を號した。既に輪奐成るに及んで可禪はその師佛燈國師を迎へて開山始祖として自らは第二世となつた。時に正安二年である。

此の傳來はもとよりすべて事實なりとは爲し難いが佛燈國師を開山とし柏巖可禪によつて正安二年に創立せられた事は事實であらう。又中世以來港市として特殊なる經濟的發展を爲して居た兵庫の地の事としてその創建の背後に商人の存した事も想像に難くない。如上の説話を以てその事情を示すものと爲す事は妥當な考察であると思ふ。佛燈國師約翁德儉は建長寺開山大覺禪師道隆蘭溪の法嗣であつて文永年中支那に渡航し在留約十年にして歸朝の後徳治延慶の頃建仁寺建長寺の主となり文保元年寧一山の寂後南禪寺を繼ぎ問もなく東歸して元應二年五月十九日七十六歳で示寂した名僧である。柏巖可禪はその法嗣の一人であるが彼と共に法嗣として重きをなす寂室元光大虛元壽を本寺が法燈繼嗣者として居る事は寺格の格別な事を語るものである。創建の年正安二年は元弘三年に先立つ三十三年に當る。随つて元弘建武の頃は創建の餘勢續き禪宗の宗勢興隆の時勢に乗じて寺運隆盛の時期であつたと察せられるのである。御駐蹕の場所と擇ばれたのも亦當然と云はねばならぬ。然し開山佛燈國師又は柏巖可禪と天皇との御關係に關しては特に知る處はなく、唯天皇が禪宗に對して特別の御關心を有し給うたことを知るのみである。

かくて創建を見、光榮ある寺歴を有した本寺は吉野時代から室町時代にかけて引續き繁盛を續

けた如くである。之を證するのは文和年中に當時としては誠に困難な出版事業が本寺に於て爲された事と應永年間に明使接待の場所となつた事とである。

出版事業と云ふのは文和元年に佛燈國師語錄が本寺に於て開板された一事で之に就ては新村出博士が歴史と地理第十三卷第五號に「兵庫の古版本に就て」と題して説いて居られる。今之に従つて説明をするに此の書は今日實物は存しないが翻刻本によつてその存在の明かなものであつてその識語に依つて開版の事情が詳しく知られるものである。即

先師開法應世殆三十年所說偈語母慮數萬言例不許門人編錄然而記誦傳抄者既多則烏焉十卜之訛亦不少矣。欲加訂正刊行而不敢自擅適逢師謝事福山居多暇日遂得收拾編次以求蒐揀師笑曰佛祖言教積如山岳後人猶有不經多者況老僧隨時應酬不得已而爲之不足爲師法非汝不勤也於事無益焉堅拒不允無幾奉勅赴南禪又暮年而戢化矣。然其志不泯戊辰冬賣持而逾海偕同志元旨曇詔從閩之浙請樵隱靈石竺田月江諸大老校勘證明復得上竺悟菴講主塔記仲穆趙奉議書丹大參王本齋篆額咸日一經天下名師鉅儒之迭評遞品而光彩十倍矣。何其盛哉逮歸鄉國也備員於弊寺日因土木未遑及此茲方繡梓以成前志後之閱此錄而有知先師舌頭落處者必識吾用心之不虛焉于時文和初曆冬古攝福嚴精舍小師比丘元壽謹記

文和元年は即正平七年で文中戊辰冬とあるは佛燈國師の死後八年目に當る嘉曆三年である。是年法嗣の一人太虛元壽が佛燈語錄を持參して入元し元志や曇生等と共に閩浙に往來して序跋を諸名僧に求め歸國して福嚴寺に住し宿志を果したのである。開板の由來は以上の如くである

が同志者として左の人々の名が見える。

昔在元朝同志圓修此錄諸門人

比丘元旨助統金二錠

比丘元壽助統金七錠素帛兩段

比丘曇生助統金四錠

比丘曇高助統金二錠

比丘曇都助統金一錠

前長州都護法孫沙彌崇西謹施梨板五十片

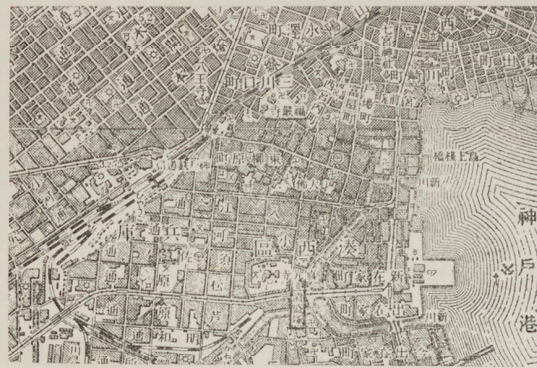
此の内元旨は元壽と同じく徳儉の法嗣の一人秀山元中の孫弟子に當る人曇生は柏巖可禪の弟子である。長州都護法孫沙彌崇西は長門國守護厚東太郎入道殿法名崇西その人であつて此の開版の事實上の後援者と見られる。厚東氏は武家方の有力者として著名の人で太平記卷六に既にその名見え又卷第十五には延元元年二月尊氏京に敗れて兵庫に滞留した時大伴大内と共に舟軍を率ゐて到着し尊氏の麾下に入つた事が記されて居る。後醍醐天皇が聖駕を駐め給ふた此の寺も間もなく武家方に服屬したが此の時代に到つては尊氏麾下の武將の寄進を受け北朝の年號によつて出版をなしたのであつて時世の反映を此處に強く認める事が出来る。此の開版の事蹟を歴史的に觀るならば本書の出版がかの堺浦道祐居士によりて正平十九年に開版された正平版論語より更に十二年早い事を注意すべきであつて中世の文化史を考察する上に於て重要な資料を提供するものでなければならぬ。もとより兵庫の歴史を顧る上に於て特筆すべき事は言を俟たない。此の後兵庫に於ては近世に到る迄出版の事を見ない事實は堺に於て室町時代後半期に

多種の開版が行はれて居る事實と思ひ合せて兵庫の文化が堺のそれに先行しながらその位置を悉く之に譲つた事港市としての盛衰と揆を一にするを語るものと云へるであらう。

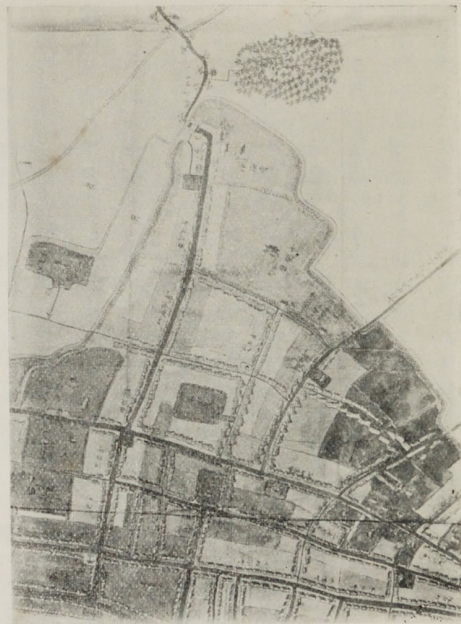
次に本寺が明使の宿舍となつた事を述べる。満濟准后日記應永廿六年六月廿三日の條に左の記事が見える。

唐船一艘着兵庫浦送進書案文流布。今月十九日於兵庫福嚴寺唐使官人以書參向。自鹿苑院僧一人被下披書一見案文等校合後官人如元持書歸乘船鹿苑院僧持案文備上覽云々 文言凡存外也所詮如文永時不及是非可被追歸分御治定云々

之は是より先七月十三日兵庫に來着せし明使呂淵に關する記述であつて幕府より派遣された使者鹿苑院僧と明使との對面交渉が七月十九日に此の寺に於て行はれた事を語る史料である。此の頃明使が兵庫に來る事屢にして時には將軍が自ら下向して明船を見物した事もあつた。遡つて應永九年明使僧道彝一如の一行が來着した時には八月三日義満は畠山基國・一色滿範・山名時熙等を引具して兵庫に赴いて居る。又降つて永享六年五月廿一日には義教夫妻が俱に兵庫



(圖地一分千五萬二部量測地陸) 圖地近附寺嚴福 圖一第



寺嚴福るだれ現に圖地古祿元 圖二第

に到り之を見て居る。かゝる際の將軍の宿舍、明使との應接所に就ては史料の傳ふるものがないが前記の如く應永廿六年に明使との交渉の席が設けられた確證を有する本寺の如きはその場所として想像せられぬでもないがもとより明かではない。

以上は中世に於ける本寺の寺運の盛大と兵庫に於て重きをなして居た事を察せしむるものであつて寺觀の宏大又推察に難くない。しかるに此中世末に兵火に罹つて境内悉く烏有の後の本寺沿革に就ては多く知る事が出来ないものである。塔頭に起雲庵 開山月虛禪師 常牧庵 開山太虛禪師の二庵が存したに歸し史料も共に失はれたと云ふ。塔頭に起雲庵 開山月虛禪師 常牧庵 開山太虛禪師の二庵が存したのが後者は廢絶し前者のみ残つて居る。今の内殿が是である。現在境内千三十七坪三合主な堂宇は本堂方七間 地藏堂方三間 庫裡桁行拾間 梁行六間 鐘樓堂方二間三尺で悉く近時の建築にかゝる。

終に本寺の寺域に就て一考したい。元弘年間聖駕を奉迎せし本寺の位置が果して現在の位置であつたか否かの問題である。本寺に傳はる史料が皆無であり境内堂宇變遷甚しく加ふるに兵

庫津を描ける繪地圖にして徳川期以前に遡るものが傳はらないので確然とは知り得ないが北東の境界は日蓮宗久遠寺に接して居りさして變化は考へられぬので西南及西北の方面へ遙か擴つて居たものゝ如くである。確實な兵庫津繪圖として最も古い元祿九年九月に兵庫津奉行の命により作製した地圖に依ると西南は西柳原の街道附近迄擴がり西北は福海寺に接して居た事が分る。兵庫津の地域がさまで廣くなくそこに中世以前に起原を有する寺院が數ヶ寺存する事實を思ふならば元祿以來の現在寺域と中世の寺域とが移動して居るとは考へ難い。先年境内墓地の改修に際して古瓦三個の出土があつた。一個は「福」の字を有する鑿瓦斷片で推定直徑約六寸を測り「福嚴寺」の三文字を有したと思はれるもの、他の二個は波狀文様を有する宇瓦斷片で共に室町時代の遺品と斷定なし得るものである。尙現在失はれて居るが「福」の字を有する鑿瓦が今一個存した事が寺藏拓本により知られる。之は前者より小さく福一字のみのものと推定され直徑四寸五分餘を測りやゝ時代の降るものと思はれる。是等は何れも寺地考證の資料であつてかゝる出土品の發見によつて確證を獲る事を期待したい。

境内に巨大な枯松の根幹が存する。之は明治中期迄鬱然空を覆ふて居た名松の名残であつて寺傳に依ると後醍醐天皇御駐泊の砌庭前に聳ゆるこの松を御覽になり縁千古に變らざる姿を賞し給ひ蒼官護國松と云ふ銘を賜つたと傳へるものである。不幸近年枯死したのでその根を祀り記念碑を建て永くその由緒を傳へんとして居る。「蒼官護國」の碑銘は久邇宮多嘉王殿下の御筆に成り碑文は延享元年前南禪寺見左街僧錄司金地院元眞の撰文、杉終氏の書に成る。

本寺に關する如上の記述は根本史料を欠く事情のために極めて概略的な考察に終つた事を遺憾とする。然し本寺の史蹟としての價值並に聖蹟としての重要性を考へ考察の不完全を顧ず敢て起稿した次第である。(武藤囑託)

【註一】大日本史料第六編の一

【註二】攝津名所圖會所載

【註三】去程ニ畿内西國ノ國使日ヲ遂ツテ蜂起スル由六波羅ヨリ早馬ヲ立テ關東ヘ註進セララル、相摸入道大ニ驚テサラバ討手ヲ指遣セトテ(中略)是ノミナラズ河野九郎四國ノ勢ヲ率シテ大船三百餘艘ニテ尼崎ヨリ襄ツテ下京ニ著、厚東入道、大内介、安藝熊谷、周防長門ノ勢ヲ引具シテ兵船二百餘艘ニテ兵庫ヨリ襄ツテ西京ニ著

【註四】原圖縱八尺八寸、横九尺、神戸市兵庫小物屋町樋井ラク氏藏。裏書に曰く

攝州八田郡郡福原庄兵庫津繪圖

津中惣構之内並至湊川尻より和田崎者 以方行分間畫之五分十間之積、其外山野等者不用分間取太躰寫之

元祿九年九月當津御奉行坂田又右衛門様 被仰付 出來尼崎江被差上候繪圖之寫

元祿九年九月 日

附記

兵庫逆瀬川町にある時宗の名刹藥仙寺に傳へらるゝ縁起繪卷に後醍醐天皇福嚴寺御駐泊中御惱があつたので住僧直阿上人が此の寺にある藥師示現の靈水を献上し忽ちに御惱を御平癒し奉つた事を記してある。此の傳承が何時から始るか不明であるが右縁起繪卷は徳川時代中期を遡らぬものである故この所傳は重要視することは出来ぬ。

第二 清盛塚

〔圖版第三―第四〕

神戸市兵庫區南逆瀬川町二丁目四十三ノ一、四十二ノ二に位置する清盛塚十三重石塔は兵庫名所の一として古來人口に膾炙し地方人士の少なからざる信仰を集めて居るものであるが之を歴史的遺物として見ても石造建築物として注意に價するものたるのみならず造立の年紀銘文を有し建造年代を明かにせる點に於て一層の價値を有するものである。しかもその建設位置が往時の兵庫の津の中心に近く東には約三丁を隔てゝ古刹藥仙寺があり西は時宗の名刹眞光寺に接し中世以來の史蹟に富む地點を占めて居るのである故往時の兵庫津を想見する上に於ても重要な史蹟でなければならぬ。

然るに先年此の史蹟に對する意義ある調査が試みられその構造や性質が明かにせられた事は兵庫津研究上極めて幸なことであつた。それは大正十二年神戸市都市計畫の一部として電車軌道敷設の爲本塔を少しく北方に移建せしめねばならぬ事になつた際史蹟尊重の主旨から兵庫縣及神戸市當局の配慮によつて史蹟名勝天然紀念物調査會委員文學博士黑板勝美氏の指示を請ひし結果博士及び調査會囑託田澤金吾氏の出張となり兩氏の指揮によつて移轉工事が遂行せられ同時に石塔の各部分及臺石下の地盤等に到る迄周到なる調査が遂げられし事である。由緒深い本塔がたとへ些かとは云へ移轉せられしは誠に遺憾事と云はねばならぬが此の移建に伴ふ調査

によつて本塔の構造が悉く調査せられた事は此の不幸を償ふに足る事と云へよう。黑板博士より内務大臣宛提出せられた右移轉工事に關する報告書は即この貴重なる調査記録であつて舊時

及び現在の清盛塚の構造は之に依つて悉く明かにすることが出来る。依つて右記録を博士の御了解を得て爰に載録し報告書の一部とする事とした。

今回兵庫縣神戸市都市計畫ノ爲メニ清盛塚十三重塔移轉ノ必要アリ、ソノ工事指導監督並ニ調査ニ關シ去ル十月六日ヲ以テ東京ヲ發シ兵庫縣ニ出張セシガ調査實測等ハ主トシテ本委員ト同行セル囑託田澤金吾氏之ニ當レリ、今十三重塔移轉工事及調査ノ概略ヲ述ヘテ報告トナス

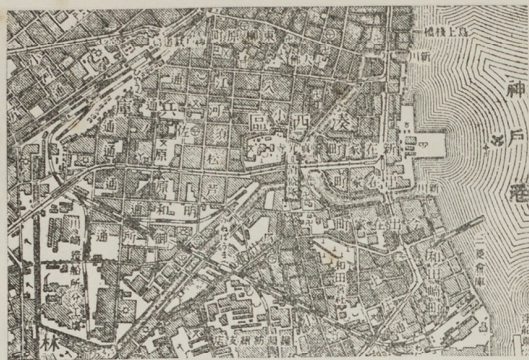
大正十二年十一月二十日

史蹟名勝天然紀念物調査會委員 黑板勝美

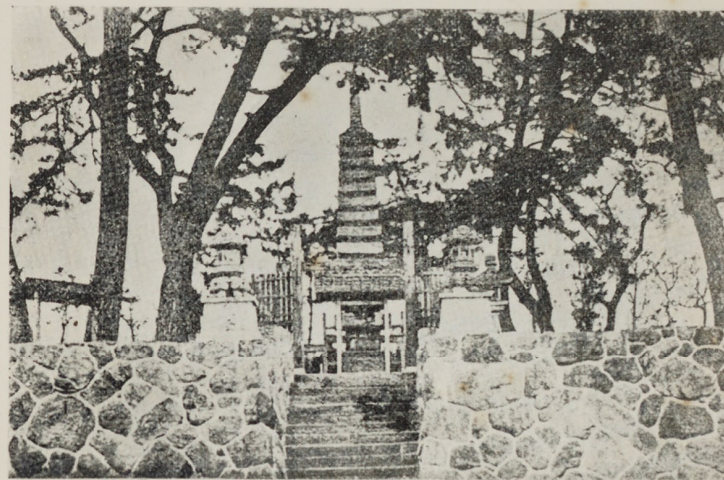
内務大臣子爵 後藤新平 殿

清盛塚十三重塔移轉工事調査ノ經過

清盛塚ハ神戸市兵庫經島ニアリ。一見墳丘狀ヲ呈セル丘上ニ十三重石塔婆ヲ建立セルモノナリ。



第三圖 清盛塚附近地圖
(圖地一分千五萬二部量測地陸)



第四圖 昔時の清盛塚

古來瀬戸内海ノ要港タル兵庫ノ發達ガ、福原京ノ經營、經島築港等ノ事蹟ニ示サルル如ク、平氏殊ニ清盛ニ負フトコロ多大ナルハ、著名ナル事實ニシテ、清盛ニ對スル同地方人ノ心證ガ、平家物語等ニ記スルトコロニ據因シテ、埋骨ノ地ヲ經島ニ求メコノ地ヲ平相國ノ廟所トナシ、且ツ現存ノ十三重塔ガソノ供養ノ爲メニ北條貞時ノ建立ニカカルモノナリトハ八棟寺緣起ヲハジメ同地方ノ傳説ニ現ハレ清盛講ノ結社ヲ中心トシテ同塔ニ對スル崇敬甚ダ篤キモノアルヲ見ル。

然ルニ輓近神戸市ガ都市計畫上道路ヲ開通スル必要アルニ際シ、適々コノ地域ガ新道路面上ニ位置セル爲メニ、已ムヲ得ズコノ十三重塔ガ撤去移轉セラルルノ不幸ヲ見ルニ至レリ。

而シテコノ塔ガ鎌倉時代ノ史蹟建造物トシテ重要ナルモノタルノミナラズ、清盛ノ廟所ニ擬セラレ、コノ地方ノ崇敬淺カラザルアリ、何等留意スル

トコロナクソノ撤去移轉ヲ單ニ専門家タラザル當路者ノ工事遂行ニ委スベキニアラス、加フルニ清盛ノ廟所タル證徴カ果シテ存セルヤ否ヤヲ實際ニ就イテ考究スルニ最良ノ機會ヲ與ヘラレタルモノナルヲ以テ、コノ際慎重ナル調査ヲ行フノ必要アリトシ、兵庫縣知事ハ本省ニ具申シテ之ガ指揮ヲ仰キシニヨリ、ソノ未ダ史蹟トシテ指定セラレタルモノニアラズトイヘドモ將來指定セラレベキ資格ヲ具備セルモノナリト認め、今回ノ出張ニ及ビシナリ。

以下次ヲ追ヒテ十三重塔ノ解體及ビ移轉再建組立竝ニ同塔ニ就イテ調査セル結果ヲ述ブルニ先チ、コヽニ一言スベキハ本工事ハ史蹟名勝天然紀念物保存法發布以來最初ノ史蹟建造物ノ移轉トモイフベキモノナルヲ以テ、今後斯種ノ史蹟建造物移轉ノ先例タルベキヲ信シ、神戸市役所主催トナリ先ヅ移轉前ニ設齋供養ヲ行ヒ然ル後工事ニ着手セリ。

一 十三重塔ノ解體

工事ニ關シテハ十三重塔ノ解體着手ニ先ンジ塔婆附近現狀ノ實測ヲ終了セシメ、且ツ種々ナル方面ヨリ移轉前ノ現狀ヲ撮影シ然ル後塔婆ノ周圍ニ設ケラレアル玉垣、石燈籠ソノ他附屬物及樹木等ノ移轉取除ヲ決行セシメシニ土砂ノ取除キニ際シ塔婆ノ東側約一尺ヲ距テ深サ一尺ノ所ニ於テ臺座ニ平行シテ、古九輪ガ上半ニテ中斷セシマ、埋没シアルヲ發見シタリ、コノ古九輪ハソノ製作手法上ヨリ推測スルニ蓋シ創立當時ノモノナルニ似タリ。

次ニ十三重塔ニ足代工事ノ着手ヲナシソノ完成ヲ俟チテ塔婆立面ノ實測ヲ試ミシ後先ヅ塔婆ノ上部ニアル相輪ヨリ始メシニソノ相輪ハ前ニ發見セルモノニ比シテ後世ノ作ナルヲ知レリ

次イデ最上層笠石ヨリ順次ニ之ヲ解體セリ。此ノ際各層ノ中間々隙ニ或ハ「カナガヒ」ヲ其四隅等ニ置ケルモノ或ハ玉石ヲ布置シテ層ト層トノ間隙ヲ滿シ以テ塔婆ノ安定ニ意ヲ用キタルモノアルヲ知レリ。而シテ初層笠石ヲ取除クニ際シテハ最モ期待ヲ存シテ特ニ意ヲ以テ次イデ露ルベキ初層塔身ノ中央ニ穿タレタル穴ノ狀態ヲ調査セシガ塔身ノ上邊ニハ多數ノ玉石ヲ布置シ、或ハ四隅等ニ「カナガヒ」ヲ存スルヲ見タル外、コレ等ニ混シテ散置セル八十餘枚ノ錢貨及ビ延享二年ノ記銘アル西國三十三所歷納經木片等ヲ發見シタルニ止マリ、塔身中央部ニ穿タレタル穴ノ内部ニハ、微細ナル砂土ソノ過半ヲ滿シシノミニテ、本來納置セラレアルベキ經筒經卷或ハ舍利等ハ之ヲ發見スルコトナカリシハ遺憾ナリキ。

更ニ下方臺座ヲ取除キタルニ、臺座ノ四隅下ニ四個ノ自然石ヲ置キテ四隅ノ礎石トナシ、粘土ヲ以テ之ヲ圍繞シ、以テ雨水ノ浸入ニ因リテ生ズル礎石ノ沈下ヲ除クベク、周到ニシテ、シカモ簡粗ナル施工法ヲ以テ効果多キ方法ヲ試ミタル注意ノ見ルベキモノアルヲ知レリ。

礎石ノ下方ハ砂利ノ堆積セル自然土壤ニシテ何等人工的施設ノ跡ヲ見ルコトナシ。而シテコノ土壤ハ、下方二尺餘ノトコロニ於テ有機質ヲ多量ニ含有セル黒色土厚サ四五寸ヨリ一尺前後ノ層狀ヲナセルモノアリ、内部ヨリ祝部土器赤焼土器等ノ破片散在セルアルヲ發見セシモ、更ニ其ノ下底ハ再ビ上部ト同様ノ砂利層狀ヲナシ、其下方又再ビ黒色土ノ層狀ニ達シ、以下ハ此ノ狀態ヲ幾重ニモ反復セル自然ノ砂丘ナリシヲ確認シタルニ止マル。但シ第二ノ黒色土並ニ以下黒色土中ヨリハ最上ノ黒色土中ヨリ發見セルガ如キ土器ノ破片等ハ、更ニ之ヲ發見スルコトナ

カリキ。

塔婆移轉後新設道路成ルニ及ビテハ、舊塔婆ノ位置ヲ明カニセンガ爲メ、左ノ石標ヲ樹ツルコトトセリ、即チ表面ニ

清盛塚十三重塔舊地

ト刻シ裏面ニ

都市計畫道路開通ノ爲メ約東北六間ノ地ニ十三重塔ヲ移管ス

大正十二年十月

神戸市役所

ト刻シタリ。

二 十三重塔ノ再建組立

移轉地ハ約東北六間同高ノトコロニシテ出張ニ先チ既ニ市ノ當路者ニ於テ、清盛ノ墓所說ヲ信ズル地方人ニ備ヘンガ爲メ深キ塙ヲ穿チ若シ十三重塔直下ニ埋藏物ノ存スルアラバソレヲ移納セシメンコトヲ期シ居タリ。

此ノ墳穴ノ地質ヲ見ルニ全ク前記十三重塔下ト同一ノ狀態ヲ示シ何等人爲的堆土ノ證跡ヲ見ズ、之ニ依リテモ亦此ノ附近一帯ノ地ガ砂利ノ堆積シタル砂丘ナルコトヲ明カニセリ。

由來鎌倉時代前後ノ多重塔ニハ、塔身ノ一部ニ穴ヲ穿チテ之ニ經卷ヲ納メ或ハ舍利ヲ藏スルコトアリト雖、塔下ノ地下ニ埋骨ノ設備ヲ爲シ塔ヲソノ標識的建造物ト爲スガ如キハ未ダ類例ヲ知ラザルノミナラズ、上述ノ如ク此ノ地域ガ砂丘ニシテ何等人爲的堆土ニアラザル以上、此ノ地

ガ上代ノ墳墓タラザルモ亦明瞭ナル事實ニシテ塔婆解體後地下ノ發掘ヲ俟タスシテ之ヲ推斷スルヲ得タルモ永ク此ノ地方ノ人々ニ信仰セラルル清盛塚ノ神聖ヲ尊重シ既ニ穿テ置ケル墳穴ニ對シテハ塔下ノ土壤ヲ移シテ之ヲ填メシメタリ。



第五圖 轉移工事中の清盛塚

免ガレザルヲ保シ難ク、依テ再建ニ及ビテハ新ニ礎石ノ下部ニ堅固ナル基礎工事ヲ施シ、塔婆ヲ一層強固安定ナラシムルコトノ寧ロ必要ナルヲ信ジ、先ヅ割栗石ヲ一尺厚ニ敷キ其上部ニ方七尺厚三尺ノコンクリートヲ打固メ然ル後此ノ上邊ニ舊位置ニアリシト同一ノ配置ヲ保ツ様礎石ヲ移シ据エ且ツ粘土ヲ以テソノ間ヲ充填セリ。

塔婆基礎ノ施設ハ舊位置ニアリテハ單ニ四個ノ礎石ヲ布置シタルニ過ギズシテ、シカモ地盤軟弱ナル砂丘ノ上ニ造立セラレタルガ故ニ長年月ヲ閱スル間ニハ或ハ塔婆ノ傾斜倒壊等ヲ

斯クテ臺座ヲ其上部ニ据エ、次ニ塔身ヲ重ネ、更ニ初層ノ笠石ヨリ順次ニ積重ネタリ、最上部ニ建ツベキ相輪ハ、塔婆解體作業ノ際發見セル古九輪ヲ用キ從來ノモノハ元古九輪ノ埋沒セシトコロト同位置ニ藏ムルコトニ定メタリ。

然シテ古九輪ハ單ニ九輪トソノ上方ニアル寶珠ノ下半ヲ存スルノミニ止マリ、九輪ノ下方ニアル請花覆鉢及ビ露盤ハ亡失シテ存在セズ、舊ノマヽ之ヲ笠石ノ上部ニ建ツルコト能ハザルヲ以テ、コヽニ請花覆鉢及ビ露盤ノ補加ヲ試ミ且ツ新造覆鉢ノ表面ニ「大正十二年十月補」ト補加ノ年月ヲ刻銘シ之ニ古九輪ヲ立テ古相輪ノ復原ヲ爲スコトヽセリ。而シテ新ニ補加セル露盤等ノ設計ニ關シテハ奈良縣古社寺修理技師岸熊吉氏ノ助力ニ負フコト多大ナルヲ記シテ茲ニ其ノ好意ヲ謝ス。

又臺座ノ下方四個ノ礎石ノ中間ニハ長サ三尺三寸幅一尺八寸五分厚サ三寸アル花崗岩ノ板石ニ塔婆移轉ノ次第ヲ略記シタル銘文ヲ刻シテ埋納セリ、其ノ文左ノ如シ。

清盛塚十三重塔臺座ニ弘安九二月日ノ銘アリ、モト約西南六間ノトコロコノ地ト連續シタル砂丘ノ上ニ立テリ都市計畫道路開通ノタメコノ塔ヲ撤スル必要アリ、大正十二年九月二十七日設齋供養十月十三日解塔調査ノ後塔邊ニテ發見セル古九輪ヲ復原シ舊規ヲ變ヘスシテコヽニ移ス、且ツ舊塔下新道路面ニ石標ヲ樹ツ

大正十二年十月

神戸市役所

塔婆ノ再建作業中礎石ヲ据付シ現場監督者ガ臺座ノ底部ガ平面ヲナサズシテ凸凹ヲ存シ四邊

ノ高サ又一様タラザリシニ深ク注意ヲ拂ハザリシ結果礎石ノ上部ヲ同一平面ニ据エタリシヲ以テ之ニ臺座ヲ置クニ當リテハ多クノ間隙ヲ生ジ甚シク塔婆再建後ノ安定ヲ缺クモノアルニ至レリ。故ニコレ等間隙ヲ存スル部分ニアル礎石ハ何レモ既ニ固着セシメタル「コンクリート」ヨリ分離セシメ、之ヲ持上ゲテ臺座ノ下底ニ接着セシメ、更ニ礎石ト「コンクリート」トノ間ニ生ジタル空隙ニハ「セメントモルタル」ヲ注入シテ固定セシムルコトニ改造セリ。且ツ之ガ施工ノ必要上礎石ノ中間ニ支石ヲ假設シテ上部臺座ヲ支持スルコトトナシタリ。而シテ支石ハ礎石底下ノ「モノタル」ノ硬化ヲ待チテ取除クコトニ定メタリシモ、硬化ノ時日十數日ヲ要スルヲ以テ直チニ臺座ノ上部ニ塔身ヲ据置キ次イデ各層ノ笠石並ニ相輪ヲ積重シ以テ工事ノ進行ヲ計リタリ。然ル所先ニ復原ノ設計ヲナシタル請花覆鉢及ビ露盤ノ新造品ヲ見ルニ元來方形ニ限ラレタル露盤ヲ誤リテ圓形ニ作造シ居タリシヲ以テ、再ビ之ガ改造ヲナサシメタリ。故ニコレ等ニヨリテ塔婆再建組立完了ノ時日ハ多少後レシモ十一月十日全部完成ヲ見ルニ至レリ。

三 十三重塔ノ調査實測

塔婆ハ花崗岩ヲ以テ作ラレ四個ノ礎石上ニ建チ、臺座塔身笠石並ニ相輪ヨリ成ル。

高サ臺座下端ヨリ最上層笠石上端迄二十三尺餘、之ニ復原補加ヲナセル露盤請花及ビ古九輪等ヲ加フレバ全長二十八尺一寸餘ヲ算フベシ。移轉前ニアリテハ寶珠先端ヨリ臺座下端迄二十七尺六寸餘ナリ。

礎石 四個アリ各大サ凡ソ一尺餘立方ノ自然石ニシテ、稍平坦ナル面ヲソノ上邊ニ用キタリ

各石ノ間隔多少ノ伸縮アルモ約五尺ヲ距ツ。

臺座 大サ各邊皆僅少ノ長短ヲ存スルモ約五尺三寸角アリ。高サ三尺ニ近シ。底面ハ自然ノマヽヲ用キタルヲ以テ凸凹甚シク存セリ。又東側面ノ兩端ニ近ク右方ニ「弘安九」左方ニ「二月」日ノ刻銘アリ。「弘」ノ字ハ「コ」ノ時代ニ行ハレタル異體ノ文字加テ用キタリ。

初層塔身 兩邊並ニ高サ共ニ三尺ヲ算ス。上邊ノ中央ニ直徑約五寸餘ノ穴ヲ穿チアリ。蓋シ經卷或ハ舍利等ヲ納ムルノ用ニ供シタルモノナリ。

笠石 十三個アリテ各層其ノ上邊ノ中央ニ突起ヲ造出シ、下邊ニハ之ニ合スル柄穴ヲ穿チタルハ注意スベク、各層ノ屋根緩キ勾配ヲナシ軒先ノ反轉著シキモノアリテ、殆ンド皆ソノ形狀ヲ同ジクスレド、最上層ノ笠石ノミハ屋根極メテ急勾配ヲナセルコト一般塔婆ノ常例ニ從ヘリ。大サ初層ノモノ大ニシテ方四尺八寸高サ一尺二寸餘アリ、漸次上方ニ從ツテ其ノ大サヲ減ジ、最上層ノモノニ至リテハ方二尺九寸高サ一尺四寸ヲ算フ。而シテ各層ノ軒先ヲ繼ク線ハ略々一直線ヲナセリ。

相輪 新古二個ヲ存シ、一ハ後ノ補加ニシテ寶珠九輪及ビ覆鉢ヨリ成リ二石ヲ以テ造ラレ全長四尺餘、覆鉢長サ六寸五分、底徑一尺二寸餘アリ。九輪長サ二尺四寸餘、下徑一尺餘ニシテ寶珠徑約九寸ヲ算ス。曾テ墜落セシモノ、如ク九輪ノ上部ニ於テ折損シタルヲ其ノ内部ニ鐵棒ヲ通ジテ之ヲ修理セルモノナリ。此ノ相輪ハ九輪ノ下部ニ請花ヲ存セズシテ直チニ覆鉢ヲ置キテ更ニ下方ノ露盤ヲ作ラザリシガ如キ或ハ九輪棒狀ヲナシ單ニ線刻ヲ以テ

輪相ヲ表ス等、形狀手法極メテ拙劣ナリ。蓋シ徳川時代ニ於テ創立當初ヨリ在リシモノ墜落破損ヲ來セルニ際シ、新ニ作造補加セシモノトイフベキニ似タリ。

古九輪ハ寶珠及ビ九輪ヨリ成リ一石ヲ以テ造ラレ、全長三尺八寸餘、長二尺六寸六分、底徑一尺一寸餘アリ、寶珠徑約八寸ニ近シ。而シテ上述ノ如ク移轉工事ノ際臺座ノ附近ヨリ之ヲ發見シタルガ、寶珠ノ上部ヲ缺キ又九輪ノ上端ニテ折損シ、嘗テ之ニ修理ヲ加ヘシコトアリト覺シク即チソノ折損面ノ下方中央ニ鐵棒ヲ存シ上半ニハコレヲ嵌入スベク穴ヲ穿チアリ、猶九輪ノ底部ニ太キ柄ヲ造レルモノアルニ據レバ之ヲ請花ノ上部ニ穿チタル柄穴ニ挿入セシモノナルベク、且ツ構造上ヨリ請花覆鉢及ビ露盤ハ一石ヲ以テ造ラレタルモノナリト推考セラル、故ニ新ニ復原ヲ試ミタル理由即チコレニ因レリ。古九輪ハ、ソノ輪相極メテ著シク且ツ中央部ニ膨ミヲ存シ、下底ニ比較シテ上部ハ甚シク太サヲ減ジ寶珠又之ニ相應シテ輪廓ノ曲線自然的ナリ。形狀手法明カニ鎌倉時代ノ特長ヲ具備セルニヨレバ前ニ述ベタル如ク蓋シ草創ノ際ノ作造ニカゝルモノナラン。

塔婆ハ創建以來數々倒塌又ハ墜落セシコトアリシハ、上述ノ如ク相輪ニ新古二者ヲ存シ而モソノ各々修理ノ跡アルヲ見、笠石マタ一部分ニ缺損アル等ニヨリテヨク之ヲ推察シ得ベク、且ツ解塔ニ際シ初層塔身ノ穴ニ何等ノ遺物ヲモ發見セズシテ、其ノ上邊ニ於テ多數ノ泉貨並ニ延享二年記銘ノ納札等ヲ發見セルニ據リテ考フルモ亦修理ノ爲嘗テ解塔ノコトアリシヲ察スベシ。サレド其ノ構造手法ハヨク舊態ヲ保チ、臺座ニ記スル造塔年月ノ刻名ト相俟チテ、鎌倉時代ニ於

ケル多重塔ノ基準ヲ示セルモノトシテ同時代現存ノ多重塔中重要ナル位置ヲ占ムルモノナリトス。

四 十三重塔撤去ノ際ニ於ケル發見物

塔婆解體ノ際發見シタル遺物ニ就テハ既ニ概略ヲ記シタルモ、更ニ之ヲ詳述スベシ。塔身ノ上邊ニ於テ「カナガヒ」及ビ玉石等ノ間ニ混在シテ散置セラレタルモノニ

寛永通寶

八十三

文字不明ナル泉貨

二

永樂通寶

一

納札延享二年記銘

祥符通寶

一

陶土器破片

各一

元祐通寶

一

木竹ノ腐朽セル小片

若干

等アリ、納札ハ中央部ニテ半折シ兩端又腐朽シテ存セザルモ略々形態ノ大部分ヲ殘セリ。長サ五寸三分幅五分厚サ約五厘アリテ表面ニ左記ノ墨書アリ。

(表面)

奉納 延享貳年 七月九日
西國卅三所觀音 延享貳年

(裏面)

口右衛門 延享貳年 六月吉日

蓋シ西國三十三所ノ觀音ヲ巡禮セルニ際シ各寺ニ納メタルモノ、一ツトナスベク記スルトコロ表裏其ノ月日ヲ異ニシタル、表面更ニ延享二年ノ追書ヲナセルモノアルハ、遍歴ノ際加筆セル

モノナルヲ察スベシ。

泉貨ハ八十八枚アリ、何レモ腐蝕シテ綠錆ヲ生セリ。而シテ寛永通寶最モ多ク八十三枚ヲ存シ字體輪廓等ニヨリテ數種ニ類別セラルベク又文錢ト稱スル背ニ「文」ノ字アルモノ二十三枚ヲ算フ。其ノ一部分ニ缺損アルモノハ僅ニ二枚ニシテ他ハ何レモ皆完存セリ。コレ等以外ノ錢貨中ニアリテハ、永樂通寶ヲ除ク四枚ハ、腐蝕甚シクシテ文字ノ分明ヲ缺キ僅ニ元祐通寶及ビ祥符通寶アルヲ知ルニ止マリテ、他ノ二枚ハ全ク之ヲ判讀スルヲ得ズ。各々塔身ノ周邊ヨリ約九寸ノトコロ迄ニ散置セラレシモ、ソレヨリ中央ニハ之ヲ發見スルコトナク、且ツ上邊ノ四周ニ近ク殊ニ西邊ノアタリニ於テ最モ多ク密集シテ存シタリ。

木竹片ハ長サ五寸餘、幅二分、厚サ一分ニ足ラザルモノ及ビ腐朽シテ僅ニ纖維質ノミヲ長サ二三寸許リ殘セルモノ等二三ノ小片アリシノミナリ。

陶土器片ハ、青磁ト素燒土器ノ破片ニシテ何レモ角寸大ニ過ギズ。

是等ノ遺物ハ、配置ノ狀態ヨリ考慮スルニ、嘗テ塔婆再建組立ノ行ハレタリシ時初層塔身ト笠石ノ間ニ生ジタル空隙ニ「カナガヒ」及ビ玉石ヲ置クニ際シ、玉石ト共ニ混入セシモノアルベク、陶土器或ハ木竹ノ殘片等ノ如キ、ソノ一ツトナスベキニ似タレドモ多數ニ發見セル泉貨等ハ信仰上漸次ニ外部ヨリ塔身上邊ノ空隙ニ挿入セシモノナリト考フベク殊ニ外邊ニ近ク夥シク密集シテ、中央ニ近ヅクニ從ツテ漸ク減滅セルハ、外部ヨリノ挿入ガ内部ニ難キヲ證スベク、且ツ塔身中央部穴ノ中ヨリ更ニ何物ヲモ發見セザリシニ徴シテモヨク之ヲ推察シ得ベキモノナリトス。

而シテ此ノ風習ハ近年迄存在シタルガ如シ。納札ノ混入セルハ、ソノ文面ニ示スガ如ク全ク此ノ塚ト何等ノ關係ヲ有セズ、此ノ附近マタ西國三十三所ノ一ツニ數フベキ寺院ヲモ存セザルニコレバ蓋シ遍路ノ途コハニ到リ單ニ信仰上ヨリ錢貨等ト共ニ外部ヨリ挿入セルモノナリト解スベク、之ニ深キ意味ヲ求ムベキニアラザルガ如シ。

塔婆ノ下底黒色土中ヨリ發見シタル土器片ハ二三稍大形ノ破片ヲ存スルモ、多クハ一二寸角ノ小破片ニ過ギザルモノニ屬セリ。而シテソノ形狀種別等左ノ如シ。

祝部土器破片

イ 高杯脚部ノ破片 一

稜角磨滅シテ存セザルモノ、青灰色ヲ呈シ質稍軟弱ナリ

ロ 甕肩ノ一部 一

表面ニ編物ノ押型ヲ印シ裏面ニ同心圓ノ打痕アリ、鼠色ニシテ中等位ノ硬度ヲ有ス

ハ 甕胴ノ一部 一

表面壘表型ヲ印シ裏面ニ同心圓ノ打痕アリ、灰色ニシテ質ハ極メテ堅緻ナリ

ニ 壺口ノ一部 一

表紋鼠色ニシテ硬度中等ナリ

ホ 坏ノ一部 一

素紋灰白色ニシテ硬等中等ナリ

赤焼土器破片

へ 壺ノ一部

五

口頸又ハ胴ノ殘片ニシテ表面或ハ裏面ニハケ目アリ、厚手ニシテ質稍硬ク赤赭色ヲ呈ス

ト 壺ノ一部

一

胴ノ小破片ニシテ表面ハケ目アリ、薄手ニシテ質稍硬ク色ハ赭色ナリ

チ 高坏ノ一部

一

表面滑カニシテ黒赭色ヲ呈シ、硬度中等ナリ

リ 壺ノ一部

五

口頸或ハ平底ナリシト想像セラルベキ底ノ一部ヲ存セル胴部ノ殘片ナリ。表面ハケ目アリ、黒赭色ヲ呈シ、厚手ニシテ質稍軟弱ナリ

ヌ 坏ノ一部

四

何レモ零碎ノ破片ニシテ赭色ヲ呈シ質ハ軟弱ナリ

是等ノ土器破片中赤焼土器ハ(ト)ノ如キ通例彌生式土器ト稱セラル、モノアリト雖、他ハ寧ロ上代墳墓中ヨリ祝部土器等ト共ニ發見セラル、赤焼土器ノ系統ニ屬セリ。或ハ(ヌ)ノ如キ更ニ稍時代ノ降下セルモノナリト考フベク、又祝部土器中ニアリテモ(ホ)ノ如キ時代ノ下レルアルヲ覺ユルナリ。因リテ之等ノ土器ヲ遺存セバ黒色土ガ砂丘ノ上部トシテソノ表面ニ現ハレシ時

代ノ稍長期ニワタレルモノアリシヲ知ルベク、且ツ清盛或ハ塔婆造立ノ時代ト何等關係ヲ存セザルハ勿論、上代墳墓ト何等直接的關係ヲモ有セザルハコレヲ遺存セル土壤ノ狀態ニ據リテ窺知スベキナリ。

終に本塔の由緒傳説に關して少しく記述を附加する。世人本塔を以て清盛塚と稱し、北條貞時が清盛の菩提を葬ふため建立したるものとなして居る事は地誌の類に記さるゝ所である。例へば兵庫の地誌として最も古い兵庫名所記(寶永七年楠田下省子著)には

一 清盛石塔 びわつかの東むかいに塔あり 平のきよもり入道淨海都六原にて養和元年うしの閏二月四日六十四さいにて薨じ給ふ 御遺骨を圓實法眼此福原に持來り爰にあさむ 其後百餘歳をへて北條七代最勝蘭寺平の貞時此石塔を建給ふ 弘安九年二月日と臺石に在。とあり、又攝津志(享保年間並河永編纂)には

入道淨海の石塔 十三層高二丈六尺許 勒曰弘安九年二月 傳云西勝蘭寺貞時建 昔日太平山八棟寺亦在此地

と記して居る。攝津名所圖會(寛政十年秋里羅島編)は「平相國清盛塔」と記し略兵庫名所記と同様な記述をなして居る。此の様な所傳は往時此の地一帯の地を占めて居たと傳へる承安二年清盛在世中にその菩提寺として建立された太平山八棟寺の縁起に詳しく記されて居る處である。即縁起に曰く

八棟寺縁起

夫以泰平山八棟寺草創之濫觴者 人王七十二朝二條帝之御宇 長寛二癸未歲 平相國清盛公爲御菩提所建立之勝地也 忝本尊者觀佛三昧之如來立撮即行尊容 同相國父子之自畫像奉安置之者也 其後經星霜鎌倉之執權時政之後 相摸守最勝蘭寺貞時 弘安九丙戌仲春遊歷諸國之時 一宿此古寺而見廟庭 故意猶多公官登相國掌握天下 身備外祖海内震懼二十餘年 一日失德災疊並興枯骨空朽草根九族悉沈海底 荆棘成榛清風明月之外無餘 貞時酷哀之爲末世廟庭立石塔 亦修造古寺之荒破勵追薦者也 然當時之地景西北挾 峨々碧嶺白雲自惑春色東南臨渺々蒼海素月鎮促秋光 遠帆終日遮眼眸漁火通霄 對愁眼實是環海絕景邊境壯觀者也誠乎雖世易時移其靈暗如在 晨香夕燈無怠 轉開權題實之妙場也 泰平山八棟寺之縁起如伴此の縁起は何時頃の製作にかゝるものか明かでないが之によれば本塔は八棟寺の荒廢をなげた貞時が清盛の菩提供養のために建てたものとなつて居り「廟庭」の文字に清盛遺骨埋葬の地と云ふ意味を現はして居るのであらうが特に強くは廟所の説明をなさず従つて塔を以て清盛の墓とは説いて居ない。然るに前記地誌類には清盛の塔「入道淨海の石塔」「清盛石塔」などと記して居る事に伺はれる様に明瞭に清盛遺骨埋葬の地に建てられた塔であると説明して居る。思ふに年代の進むに従つて墓所説が強くなる世人に印象せられる様なつたものではなからうか。因みに名稱として清盛塚の稱が用ひられるのは之によれば比較的近時の事に屬する事が分る。清盛の遺骨を兵庫經島に葬つた事は平家物語入道逝去の段に

同七日の日愛宕にて煙になし奉り 骨をば圓實法眼頸にかけ攝津國へ下り經島にぞ納けるとある記事によつて知られて居る事實であるが兵庫の住民にとりては清盛は經島を築き兵庫津繁榮の基礎を置いた恩人である處から特別な敬慕の感情を以て慕はれて居る人物である故にこの事實も亦特に強い印象を當地方人に與へて居るのである。

以上の所傳に一考を加へるに本塔建立の地が清盛の菩提寺にして彼の造營にかゝる八棟寺の地域である以上本塔建立の主意が清盛の菩提供養の爲である事は殆んど疑ひなき事實であると思はれその限りに於ては以上の所傳をそのまゝ肯定して差支へないと思ふ。さりながら清盛廟所と本塔とが如何なる關係にあるかは考慮を要する問題であらう。もとより近世に傳唱せる如く本塔下を以て墓所とする説の事實にあらざる事は今回の調査によりて明かにせられた處である。殘された清盛墓所の問題は兵庫の地に於ける平氏關係の遺蹟全般の考察を俟つて解く可き問題として之を他日に期す事とする。

又北條貞時を以て建立者とするのは何に據つて居るのであらうか。北條氏は平氏であるから清盛の供養を行ふ事は故なき事ではないであらうが之は他に傍證する史料を欠く故に所傳として止めなければならぬ。貞時は弘安七年七月より執權の職に就ける故諸國遍歴の事實は疑はしい。尤も彼が執權職を去つて後僧形となつて諸國を遍歴したとの傳説はあるが時代に隔りある故に傍證とする事は出来ない。

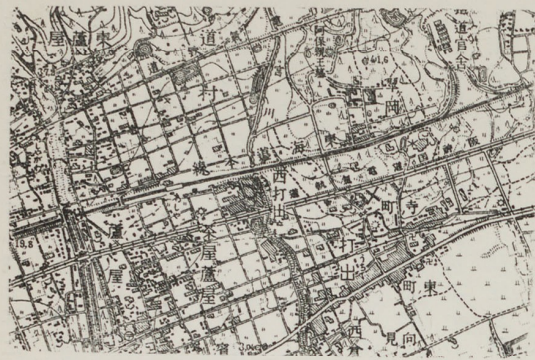
尙本塔は郷土史蹟としてのみならず本邦多重石塔建築の代表作として石造建築史上より之を

考察するを要するが今は之を止め只同じく弘安年間の建立にかゝるかの有名な宇治塔の島十三重石塔と共に石塔史上重要な遺物たるべき事を注意するに止める。(武藤囑託)

武庫郡

第三 打出觀音堂の十一面觀音像

〔圖版第四〕



第六圖 打出觀音堂附近地圖(陸測部二萬五千分之一地圖)

打出觀音堂は武庫郡精道村打出字馬場阪神國道電車山打出停留所のすぐ南の村社天神社の境内にある佛堂である。俗に神宮寺と云ふ寺號を稱して居るが實は公には獨立の寺院ではなく本來天神社に附屬する佛堂であつたのが神佛分離の時に完全に分離せずそのまゝ今日に到り佛堂として認められて居るものである。天神社は菅原道眞及事代主命を祀り明治六年村社に列せられ今日に到つて居る神社である。此の兩社寺が境内地を共有し神佛混淆時代の遺風を残して居る事は土地柄注意を惹かれる。此の觀音堂の本尊十一面觀音像は口碑によれば寛和年中恵心僧都在原業平を敬慕して打出の郷に來訪した時偶々阿保親王の廟に參拜しその甚だ荒廢せることを慨いて自ら彫刻して村民に托したと傳へるものである。先年余は魚澄委員吉井委員と共に

此の像を拜観するの機を得、之が郷土資料としても美術資料としても研究の價值あるものであることを認めたので後日再度の調査をなして之を寫眞に收めた。それで今度此の報文を草し此の未だ世に知られざる郷土資料の紹介をなす事とした。

像は本堂の厨子中に安置せられて居り木彫寄木造で高さ三尺七寸六分を測る。頭に十一面と化佛を戴き銅板製の冠をつけ胸には銅製透彫の首飾りを懸け右手を下に垂して掌を開きて前に向け、左手は臂で屈して胸の邊で花瓶を持つて蓮座の上に直立する姿は儀軌の示すまゝの形狀である。

形像に就いて仔細に觀察するならば次の如き點に氣付く。先づ兩肩より先が左右共に後補であり従つて此の手に持せらるゝ瓶や天衣も後補であることである。この兩手の修補は形だけは割合によく作られてあるので恐らく舊形を忠實に模したものであらうと思はれる。従つて全體の調和觀を破壊して居ないので遠くより見る時には後補なることに氣付き難い程である。しかし素材の質が著しく相違し且又刀法が生氣を欠いで居るから少し仔細に觀察すれば直ぐに後補たることを發見し得る。天衣は一見して後補である事が分る程に拙劣な修補である。次に背面も木質より見る時はすべて後補の様に見える。しかし之はたとへ後補にもせよ頗る巧な後補と云ふべきで舊態をよく残して居る様に思はれる。足も亦明かな後補であり臺座光背共に新しいことは他の多くの古佛像の場合に等しい。頭部から垂れ下つて居る銅製の瓔珞頸に懸る飾などいづれも新補であるは云ふ迄もない。之等の修補は寛文六年堂宇再建が行はれた際大坂から大

佛師宮内法橋と云ふ佛師を招いて修理させたものであることが記録によつて知られて居る。

頭上の化佛阿彌陀像は首部を欠いで居る。舊態を遺存せる部分は生地を露はし表面は可成荒れて居る。只胸部より上にさしたる變化が認められないのは幸とすべきである。

以上述べた如く本像は後補の部分が甚だ多いのである。然し幸に頭部より脚部に到る迄の主體部の前面が原形を保つて居るので像の生命が失はれずに居ることは喜ばしい。即ち像全體のプロポーションに於て衣紋の彫法に於て更に又相好に於て美術的價值を具有して居るからである。もとよりその價值も至上のものでは決してなく欠點の少くないものである。例へばプロポーションに於ても頭部より腹部迄に一つのまとまりがあり腰より下に又一つのまとまりがあるが兩者の結びつきが失敗して居るため腹部の邊に物足りない感を持つて居る如き、又腰部から膝の邊を纏ふて居る衣の表現が頗る冗漫で緊張を欠いて居る如き欠點が認められる。しかし兩手が後補であるに拘らず全體の調和が或る程度迄保たれて居ること殊に背面が後補と認められるに拘らず側面觀に於て堂々とした量的な表現を有して居る事は此の像の價值を決定する上に重要な點であると思ふ。相好に就ては特別の注意を注ぎたい。

面部は既に記した様に非常によく舊態を遺存して居つて素材の木目が露はになつて居るのが美しい地紋となつて居る。鼻、口等の小さいやゝ面長の顔はその爲にやゝ平板的表現となつては居るが誠に靜穩な相好をなし眉及び眼は鋭くはないが緊張した線で表現され、鼻、唇の小さく引しまつた彫法と相まつて顔面に於ける美しい調和美を作り出して居る。か様に調和はあるが鋭さ

のない輪割と天平佛の如くに張りを持たない頬の爲にその表情には強さが認められないで和やかさのみが感ぜられる。實に此の像の價值はかゝつてこの相好のよさに在ると云うてもよいであらう。頭上の十一面も簡單ながら菩薩面瞋面それ〴〵よく彫出してあるし髻髪の如きも立派な彫法を示して居る故頭部は全體が欠點少いのである。

以上觀察し來つた十一面觀音像は果して美術史上如何なる位置に置かるべき作であらうか。もとより佛像の製作年代の決定は造像銘のなき限り絶對的のものではない。殊にか様に後世の修補多き像に於ては誠に困難な問題なのである。従つて本像について此の問題を解く事は容易でないが唯次の如き推測だけは立て得られるであらう。即ち此の像の生命である相好の彫法及びその表情に於て靜穩柔和なるものを強く見た事及び脚部を纏へる衣の褶線の時代的特徴よりして藤原期の製作と考へて差支へないのではなからうか。而して全體の調子に低さが感ぜられる處から藤原期としてもその末期を當てる事がより妥當ではなからうか。

然らば此の像は最初より此の佛堂の本尊であつたのであらうか。若し然らずとせば何處に存在したものであらうか。本寺の由緒に關しては最初に述べた如き所傳があるがもとより傳唱たるに止まり史實とするに足らず他に何等の徵證資料を有せざる今日如何とも答へる事が出來ないのは遺憾である。精道村の地が王朝時代より都人に親まれ交渉多かつた事は當時の和歌はじめ物語等の中に芦屋の里の名を屢見出す事によつても知られ又阿保親王(平城天皇皇子)の御墓や承和二年(仁明天皇の御代)親王の開基にかゝる阿保山親王寺等の古蹟は本堂所在地と指呼の間に

ある。又今は全く失はれて其の址を僅かに止るのみとなつて居るが奈良朝以來大伽藍があつたと察せられる鹽通山報恩寺も西芦屋の地に存在するのである。かゝる點に思ひ及ばゞ本像はたとへ他より移されたとしても遠方からでなく此の附近の寺より運ばれたと推察し得るのでありいづれにもせよ芦屋附近に於て生み出された王朝時代の遺物として差支へないものである。

十一面觀音は奈良朝以來諸人崇敬の像であつたらしく製作數多く従つて佛教美術として價値あるものも數多ある。天平時代のものとしてはかの優作聖林寺十一面觀音がありやゝ降つては法華寺十一面觀音河内道明寺十一面觀音等がある。之等は彫刻史上時期を劃する傑作であるがこの他國寶に列せられて居るものだけでも數十例を數へ得るであらう。故に本像の如きは特筆するに足らぬものと云へよう。しかし未だ世に知られず國寶にも列せられずにあるものとしては製作年代よりするも美術的に見るも注意を惹くに足る佳作であり又郷土史研究の立場より見れば芦屋附近の上代文化考察の資料として重要な遺物たるを失はぬと信ずる。幸にかゝる佛像を發見するを得た事は秘かに我々の喜びとする處であつた。是此の稿を草する所以である。

(武藤囑託)

第四 若王山無動寺

〔圖版第五——第八〕

有馬道の名で人に知られて居る神戸市の中央部より發して北上し三田有馬方面に通ずる道路を行く事約二里にして武庫郡山田村箕谷に達する。此處より道は二つに分岐し右すれば三田有馬に達すべく左して西に進むと約四里にして美囊郡三木町に到る事が出来る。此の道路を通じて居る箕谷三木間は加古川の一支流である志染川の上流をなす山田川が作る一の溪谷で殊に箕谷下衝原間の地は北に稚子^{ちこ}墳^{ぼり}山(五九六米)帝釋山(五八五米)丹生山(五一四米)を負ひ南に丘陵の起伏するあつて狹長な平野をなし溪谷としての地貌著しく一別天地を形成して居る。此の種地形の土地が歴史地理學上興味多いものたる事は既に本報告書に於て屢々説かれた所であつて本冊に於ても氷上郡久下村久下谷に就き魚澄委員の所説がある。尤も此の溪谷は地域さまで廣くないので豪族踞踞の場所とはなり得ないが交通の要衝を占め且良米の產出ある事により所謂形勝の地として郷土歴史の一の要地と成つて居るのである。即中古以來屢史書に見ゆる山田庄の地は此の地域を主要部分とせるものであり丹生山上の丹生神社及明要寺に就ては本報告書第三輯に既に報告がある。第四輯所收の弘計億計二王隱棲地として名高い志染岩室(美囊郡志染村)も程近く又千年家の名で著名の箱木家の住宅建築は衝原に存する。又神功皇后三韓御征伐の御神誨により此地に來られて丹土を取り給ふた時に行在^みま^せし^ませし靈地に一條天皇長徳元年に三所八幡



(圖地一分萬五部量測地陸) 圖地近附寺動無 圖七第

町期の建造にかゝる國寶建造物の三重塔婆を存する郷社八幡神社は此の溪谷のほと中央に當る中村に鎮座して居る。此の八幡神社に近い福地に在る若王山無動寺は如上の史蹟と同様に由緒ある寺院であつて此の地域の歴史的重要性を考へしめる意義深い史蹟である。前述の神戸三田間街道に沿ふて敷設せられた神有電車の箕谷驛の西約十八町に當り之より三木に通ずる街道には乗合自動車の便があるから容易に達する事が出来る。街道より北へ登る事約五丁、稚子墳山の山麓に位置する。

—

の經過に就てはその間に記錄文書を失つた爲に多く知る事を得ない。然し近代の學僧として名

聲一世に高かつた慈雲尊者飲光が當寺の住持に任じ衰頹の寺運を起し中興開山となつた爲に寺史が調査せられ寺記が編錄せられ沿革の概要を明かにして居る事は幸である。且鎌倉時代に鎮守として勸請せられた若一王子神社の社殿建築及當寺本尊大日如來尊像を始め安置の佛像五軀が國寶に列せらるゝ優品であつて往昔の寺運隆盛を語つて居るのも寺史研究上幸とせねばならぬ事である。今之等の資料に基きて考察を試みる事とする。それに先立ち慈雲尊者飲光に就て一筆説明を加へ度い。慈雲諱は飲光自ら百不知童子と號し又眞源とも稱する。浪華の人で河内法樂寺貞紀和尚の弟子となり剃髮して眞言宗を學んだ。その後河内の長榮寺に住み當時佛制の衰へたのを歎き正法律を唱道した。その高弟親證等が相ついで歿するに遇ふて隱栖の志あり晩年生駒山の麓河内高貴寺に住み文化元年年八十七で示寂した。梵學の衰へたのを見て自ら獨力苦心之を究め梵學津梁一千卷を著作したのを始め顯密禪の三宗學を兼ね又儒學を伊藤東涯に學び神道をも學び雲傳神道を唱へる等その學識は一世を風靡した。盡し近世の名僧である。本寺に自筆の讃を加へた畫像がある。その讃に曰く

事と理窮源有 餘心及相改正無 達金剛峰上提綱要 萬古福地立鴻基

戊寅晚秋 小比丘 飲 光 敬贊

戊寅年は寶曆八年で三十九歳に當る。彼は此の前後即享保年間より寶曆年間に互り當寺に錫を止め専ら再興の事に盡力して居たのである。此の畫像は彼の壯年時代の姿を描けるものである故河内高貴寺や京都市長福寺藏の老年の畫像と共に彼の風貌を偲ばしむる貴重資料であら

う。さて慈雲が寶曆五年集錄した寺記を見ると彼が本寺の舊記を探索し遂に緣由を明かにした興味ある事實が左の如く語られてある。

天和貞享之間泉州覺融掛錫福寺 時洛有馬溫泉 有馬湯女日三度示洛次高呼福地之福寺之和泉坊様 阿州家臣中村氏某旅宿隣舍 一日召僧覺融 相謂曰 吾家系有其寺記 以故請師師寺已廢其様如何 融詳談盡了 則謂 師若有志再興之 明春來訪抄以興之 融雖約還疾至春即死 村上新兵衛其側親聞之 雖悔不能 以語子新左衛門 新左衛門子安左衛門子平四郎傳之眞源 源欲必求之 阿州僧徒每見謔之 時有智海 乃謂恐是中村右近乎 右近知行七千五百石 大阪戰陣有軍功名望 元北條家紋貼鱗形 天正十八庚寅之比秀吉公執柄誅北條之一族避以爲中村 中村傳聞遠祖所生地名也 其子中村治郎左衛門 後字雨水 有亂心 知行爲二千三百斛 子亦中村治郎左衛門後字玉翁 其子中村衛守私謂 此家系有福寺緣由乎 尙尋以詳之 近比彼家除蠹之次 得寫其記

かくして得られた記録の語る處は左の如くである。

吾遠祖在攝州丹生山田庄中村 村有福寺 仁王三十四世推古天皇御宇願轉年中 聖德太子因守屋對治之宿願 使鞍造烏雕刻丈六之大日尊及諸堂諸尊 建立堂塔伽藍 稱之福寺 亦曰普救寺 鎮守八幡樓門廡 軒々並薨 院々殊雕^{僧坊} 玲瓏七堂伽藍 善美盡矣 往古土人代々召禁庭 常委酒掃 或爲遷都之所役 事新都土石之務 驅百官之命 非准廢自茅屋 亦不訴伽藍修補之事 後當北條家之起 輪奐復古 若王子權現勸請世々相繼 眷屬問家村里 門前

有俗舍僧徒舊里 貴踐大小雜居 無別有名稱福寺村 寺廢而後多屬舊里 又寺改爲地 自外所持田畠俗家名跡略不悉記來也

聖德太子の御願によつて草創されたとの所傳は遽かに信じ難く現に鳥佛師作と傳へる本尊大日如來の如きも後に詳述する如く平安朝時代の製作にかゝるものである。しかし佛像の多くが平安朝時代初期の製作にかゝる優品であることを思ふと創立の年代は少くも奈良朝を降らざることが知られる。七堂伽藍善美を盡したとの記述や鎌倉時代に若王子權現勸請の事實等は眞を傳へるものと爲し得よう。又土民が代々禁廷に奉仕したとの記事は之亦事實として注意に價すると思ふ。

集録の冒頭に收めてある天日堂棟札記は寶曆二年三月慈雲が願主となり大日堂を再興せる時のもので之には草創の由來より此の時に到る迄の寺歴を記述してあるので彼の筆に成る縁起書と見る事が出来るものであるがその初めの方の部分は前記中村家記抄録の文を悉く引いて居る而して之に續く記述に於て彼はその後の事歴と彼が中興の業に當る事情を左の如く説いて居る。是古老所傳 阿州中村家記意也 今考古棟札 則永仁五年庄内修造 應永戊子庄内當村相與修營 至弘治二年 始爲唯福地一村之層 悉聚諸尊 以納一堂 乃在權現境內 衰微之極也然享保辛亥之冬 舉村警動 深嘆大破 讓弟子眞源 時慮天折 源請與契於法弟谷雅廣慧里正以爲宜也 又源與舍弟光重 積財凡二十年 其間與尹照等 訴官兩度 堂寺俱在權現境內 官判以爲社僧大日堂兼帶福寺 此興往古風格稍殊 今茲壬申修造漸成 遂記歲時 以貽

後世者也

文中に「古棟札記」とあるのは永仁五年若王子神社神殿の造營棟札同應永十五年の棟札及び弘治二年大日堂造立棟札であつて共に現存して居る。但し墨書磨損して判讀なし難いのであるが慈雲が之を寫によつて判讀し集録中に收載して居るので幸にその銘文を知る事が出来る。即左の如くである。

一、永仁五年棟札

敬 白

若王子御宮棟上 永仁五年丁酉十一月十日

大願主沙彌正蓮橋長綱

若王子山福寺

勸進神主

僧隆明慈願

大工

藤原重永

右造立閣之者 爲持天長地久 御庄內安穩 興隆佛法 諸人泰平 設兼又信大願主等無邊 御願成就圓滿獲得設 惣同心合力 助成法願 二世之悉地成辨 然則以功德 生々世々間 令值遇滿足々 地藏尊必欲居西上淨刹 仍致丹誠如右

二、應永十五年棟札

敬 白

若王子縁起事

右伏以當社者 本地沙婆世界救世施無畏者之如來也 雖然御爲濟度利生 暫現若王子給 塵々靈驗利々奇特不可勝計 就中此國神國也 神者依人之敬增威 人者依神之德添運 然則人々廻蹈信仰命瞻依之往代縁起曰 棟上永仁五年丁酉十一月十日大願主沙彌正蓮橘長綱 勸進神主僧隆明慈願大工藤原重永云云 爰及柱根摧朽梁棟傾斜而御造作 始應永十五年戊子二月棟上同十六日大工平光弘 神主孫九郎太夫 願主沙彌聖岫同橘光綱並村人道阿彌陀佛 彦三郎太夫 源太夫等 奉再興之興趣者爲皇風永扇 帝道避道 佛日增耀 法輪常轉清道 泰雨順風調五穀豐饒 萬民快樂 庄内安穩 當村繁昌也 加之願主結縁合力之衆等 壽山魏々而不動 福海渺々而無窮 三災八難遠擯他方 百吉千祥 悉皆駢集 愬而爲二世所願皆令滿足故也
應永十五年二月 日

若王子山福寺 宏 慧 記

三、弘治二年棟札

上棟 攝州矢田部之郡福地村大日如來堂造立之所也

若王子山福寺住持沙門惠弘

大工藤原之正國也

當時年寄正太郎兵衛同四良兵衛平次良也 于時弘治二年丙辰貳月九日 白敬

永仁、應永の棟札に願主として名を記して居る橘長綱及橘光綱は慈雲の調査によると當福地村の名族で寶曆年中豊前國小倉城主小笠原右近將監に仕へ四百五十石の祿を食める山田清兵衛の先祖であつて清兵衛は福寺再興の舉を慈雲より聞き黄金百匹を寄進して先祖の志を嗣いで居る事が記されてある。此の若王子權現の社は明治になつて神佛分離の行はれた際無動寺より分離され若王子神社となり伊弉册尊速玉男神事解男神を祭神とし村社に列せられた。その社殿は寺境内の西隣に接する地に存するが正しく室町時代の建築で應永十五年再建立の社殿に他ならぬ事が知られる。大正三年國寶建物に指定せられた。岩井武俊氏編著の日本古建築精華に

社殿は三間社流れ造屋根堅板葺側面二間向拜三間の構へにして今草葺の鞘堂に入れる爲め外觀形態認むる能はず。軒二重繁種を伸べ出三斗斗拱を組み本柱圓腰に比較的高き廻椽を繞らし高雅なる高欄を組み正面三間共格子戸兩側面前端に幣軸付板唐戸をつけその他各間を板壁とせり。向拜は出三斗斗面取せる方柱をたて本柱より向拜柱に向つて虹梁を繫架し向拜柱間同じく虹梁を以て三間を連絡し向拜下濱床を設け木階を廻椽に架く。その構造手法莊重雄大にしてよく鎌倉末期の性質を傳ふれども細部明らかに室町中期の特徴を存す。

とある。
弘治棟札の語る大日堂造營は假堂建築であつた爲に間もなく大破し頽廢を極めた事が慈雲の記録に見える。この堂が寶曆二年に慈雲の力により再興せられた事は先に挙げた「大日堂棟札記」に示す處で現在の堂宇が即それである。

徳川初期に當寺が衰微して居た時の狀態に就て慈雲の記述せる處は左の如くである。

此棟札○弘治棟札前假堂建立時也 是乃當山大破極也 自此以後延寶六戊午年 新檢地之時
四町九段九畝十步 御除無之 是當山衰微之至極也 又元祿十五年十二月 復賜除地者中興
之基也 元祿之末當山右二天尊持國多聞讓與有馬溫泉寺 乃賜謝銀五百匁 以此銀備作開發
田地 是中興之基也

先年大日堂安置の國寶佛像の修理が行はれた時大日如來像十一面觀音像及び不動明王像より
左記の如き修理銘が発見せられ慈雲の再興事業に先立ち寶永元年間に近在の寺院住僧に依り
衰微の狀が嘆かれて先づ佛體の修理が成された事が明かとされた。此の事實は前記の記事と一
致し此の時期の事情を明瞭ならしむるものである。

〔不動明王坐像光背裏面の墨書銘文〕

寶永五戊子年中秋上旬

本願地藏院一代武釋慈船實名
寶眞
佛師洛陽大佛師駒井七兵衛

奉再興不動尊躰並臺坐後光天下泰平國土安穩萬民豐樂如意滿足祈所

攝州矢田部郡丹生山田福地村諸檀越助成並庄内奉加成畢

再興代金 五兩三分也

〔十一面觀音菩薩像〕

臺座框座中央棧裏の墨書銘

奉再興十一面觀世音像 一躰

三段框座裏の墨書銘文

夫安置所之本尊者福寺若一王子之境內往古雖有大伽藍皆亡失今既
草堂一字而已有之其殿中此尊相理尊形難分及腐亡雖御座誰不能興之
爰願呂之銘々往昔構營推量歎之今痛悲心意一以智便再興營之而已

臺座蓮内上張板の銘文

施主

佛母摩耶山忉利天上寺

本光院法淨當寺現住師也

中村清光寺住谷稚 合志也

石峯寺常樂坊實明

十一面觀音座光建立

元文三 戊午十二月吉日

攝州矢部郡丹生山田庄

福地村蓮花山無動寺

地藏院現住密運

再興大佛師大坂住

宮嶋龍慶作之了

時之役人

莊官安左衛門

村上傳兵衛

〔大日如來坐像〕

臺座敷茄子裏の銘文

丹生山田福寺大日堂□□□

寶曆八 戊寅歲八月廿二日 仕立申候

佛師大坂住清兵衛

大工播州三木郡小河谷

上南村李次郎

蓮花座框裏墨書銘

大佛師宮嶋清兵衛

廣慧

當寺中興 阿闍梨眞源和尚

開山

眞源

光□和尚

廣慧

尙此の神佛分離の際に當寺は一時廢寺となり同じ福地村に在る同宗派の蓮花院地藏寺に屬せしめ改めて若王山地藏院無動寺と稱するに到つた。而して明治九年二月十四日を以て現在の地に移轉したものである。

從て若王山無動寺と云ふ名は近代のもので若王子山福寺の名が本來の名稱なのである。此の寺號を刻した木札が寺に藏せられてある。言ふ迄もなく往昔山門に掲げられたもので其の法量堅三尺三寸一分幅一尺一寸四分を測る。筆致雄勁古雅賞すべきものである。

三

當寺の盛時を偲ばしむべき記録文書の傳はらざるに反し本尊を始めとし安置の諸佛像に年代に於て古く製作に於て優秀なるものが多く存する事は寧ろ衰微の時代を経てそのよく今日に傳はれるを意外とする所であつて寺寶としてはもとより當地方の文化を示す貴重な資料でなければならぬ。以下に國寶に指定せられて居る五軀の佛像に就き説明を加へる事とする。是等はすべて昭和八年八月より國寶保存法に依り國庫の補助を受けて奈良美術院の手によつて修理の工が加へられ同年十二月竣功を見尊貴を加へた。此の時寺史史料として貴重な修理銘が発見せ

られた事は既に述べた處である。

(一) 木造大日如來坐像 一軀 大正三年八月國寶指定

像の高さ八尺九寸二分、臺座高二尺七寸七分を測る。智拳印を結び五佛の寶冠を戴き兩腕に銀釧を簪し袈裟を懸くる事儀軌の如くである。檜材寄木造で彩色なく木地を露はして居る。釋迦及阿彌陀像を脇侍とせる三尊の中尊で法身大きく且面相森嚴の風があるので密教寺刹の本尊たるに相應しい堂々とした印象を與へる像である。然し刀法比較的粗大であつて鈍重の感を有する。臺座及光背は後補であり眼に拙劣な後補の彩色が加へられて居るので相好の印象は害せられる事甚しい。しかし脚部の衣紋皺線の表現は形式的ではあるが整美しや、雄勁の感を與へ此の像の製作の古きを思はしめるものがある。要するに法身大なるものだけに充分のまとまりなく佳作とはなし難いが作風に於て製作年代を藤原初期迄遡らせる事が出来るものを有する點に於て價值を有するものである。

(二) 木造釋迦如來坐像 一軀 大正三年八月國寶指定

像の高さ三尺九寸七分、臺座高さ二尺一寸八分を測る。右施無畏、左與願の印を結び頭髮は螺髮袈裟を懸くる事儀軌の如くである。前記大日如來像の脇侍の一である。檜材の一木造りで彩色はなく素地である。全體として量的表現の著しい彫法を示し、殊に頭部は立體的な奥行ある感じを強く印象せしめるものがあり、相好は随つて森嚴にして意力に満ちて居て此の像の藝術的價值の凡ならざるを示して居る。但し眼が後補の拙劣な筆で描かれてあるので印象を害

せらるゝは遺憾である。彫法及作風に於て平安朝初期殊に弘仁期の佛像彫刻の特色を最も強く認める事が出来る。即衣紋皺線が簡勁である事、一木造なること及上述の量感に富む體軀の表現等が之を示し當代の代表的作例たる室生寺の釋迦如來坐像を思はしめるものがある。腹部に後補の部分があり全體の調子を破つて居るのは眼の加筆と共に遺憾事である。藝術的價值に於て此の像は他のものより遙に優れて居り年代も最も古く考えられるから、大日如來像、阿彌陀如來像と本來一對をなすものとは考へられぬ。此の點は一考を要すると思ふ。臺座及光背は後補である。



第八圖 無動寺釋迦如來像頭部

(三) 木造阿彌陀如來坐像 大正三年八

月國寶指定

像の高さ三尺九寸二分、臺座高さ二尺一寸八分を測る。大日如來の脇立で上品上生の印を結ぶ。前記の釋迦像と一對をなすに拘らず之は平凡な作例で略大日如來と同時代のものではあらう。

(四) 木造十一面觀音立像 一軀 大正三年八月國寶指定

像の高さ四尺九寸六分、臺座高さ一尺四寸七分を測る。頭上に十一面を戴き身に袈裟・天衣を纏ひ左手に寶瓶を持つ。寶冠及瓔珞は失つて居る。檜材の一木造りで彩色を有するが脱落して殆んど素地を露はして居る。天衣の端・寶瓶及臺座・光背は後補である。右腕の彫法や腹部邊の表現に粗笨な點が認められるが脚部を蔽ふ裙の皺線に特徴ある手法が見られ興味を惹くものがある。相好は極めて秀れ平穩沈靜な氣品ある印象を與へ、しかも鼻唇等の表現には力強い刀法を示し豐滿であつて天平時代の佛像の相好を思はしめるものがある。是此の像が他の細部に於ては稚拙なる技術を示して居るに拘らず全體として可成價值高いものとなる所以である。製作年代を考ふるに作風は概して藤原時代のもものを有するが上述の如き古き風格が認められる事よりして前記釋迦像と同じく平安朝初期乃至それよりやゝ降る時期のものと思はれる。下肢部の裙の皺線に當代の特色ある渦卷形の衣紋皺線が見えることは注意を惹く。

(五) 木造不動明王像 一軀 大正三年八月國寶指定

像の高さ二尺七寸七分、臺座高さ一尺三寸三分、内框座高七寸三分、岩座高五寸九分、光背高四尺八寸三分、徑三尺二寸三分を測る。右手に劔杵、左手に羅索を握り袈裟及瓔珞を身に懸くる等儀軌に依る衣飾持物を具備して居る。檜材寄木造りで彩色を有する。彩色漆箔の臺座及檜材寄木造り・火焰彩色の光背は後補である。不動明王像として普通の作品で衣紋の彫法殊に脚部の衣紋皺線の表現が柔く且之等の彫出が淺くて藤原時代彫刻の刀法の特色を示し、しかもそれが

形式化せる處から此の時期の末期製作と爲す事が出來よう。

四

以上無動寺に關し述べし所は要するに之を以て山田川溪谷の一地域の歴史地理學的考察の一資料たらしめんとする爲であつて、丹生神社・八幡神社等の歴史と併せ考ふる事によつて過去に於ける社寺の存在の様態及それらを中心とする地方衆庶の生活及文化を理解する事例となさんと欲するのである。

(武藤囑託)

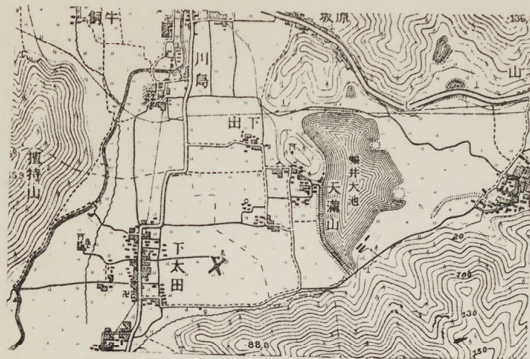
揖保郡

第五 下太田廢寺趾

〔圖版第九—第十三〕

一 調査の經過

播磨國揖保郡勝原村字下太田に廢寺趾が存在し、一個の塔婆心礎及若干の礎石が遺存する上多數の遺瓦の出土がある。と云ふ事及びそれが地誌に見え今廢絶して居る太田寺の遺趾であらうと云ふ事は數年前より郷土史家の注意を惹ける處であつて二三の調査録も發表せられた處であつた。殊に史迹と美術第四十一號に登載された淺田芳郎氏の〔播磨國古臺下市之郷下太田の寺趾に就て〕と云ふ報文は氏の昭和八年冬季に於ける踏査の概要を記したもので可成詳細に遺蹟の狀況を紹介せられて居る。之等の報告に依つて吾人が注意を喚起せしめられつゝあつた折柄偶々下太田區民間に此の遺蹟を保存顯彰せんと企劃が起り縣當局へ右に關し指示並びに補助を申請し來つたので



圖九第
圖地一分千五萬二部量測地陸

本員は昭和九年一月二十八日縣社寺兵事課須賀書記と共に豫備調査を行ひそれが史蹟として重んずべきものなるを確知し得たので越えて六月十日及十一日の兩日史蹟調査委員魚澄惣五郎氏と共に再度出張を爲し區民の勞力奉仕を得て實測及塔趾の發掘を行ふた結果塔趾に於て心礎の四圍に六個の礎石を發見し且數個の鎧瓦及宇瓦破片を採取し得て遺蹟の性質を餘程明瞭ならしむるを得た。其の後二三の新發見の事實に就ては本年三月二十六日に踏査を行ひ略調査の完了を見たので此の稿を草する事となつた次第である。尙本遺蹟に就ては區民大塚元治氏が早くよりその重要性に注意し常時遺瓦の探索に努め以て遺物の發見例を増し兼てその散佚を防がれた事は特に記してその勞を多としなければならぬ。同氏の熱心努力の結果此の種遺蹟としては比較的多數の遺物を保存する事になつたのであつて之が寺趾の價值を意義あらしめる所以となるのである。是等遺物は今同氏の保管により下太田區に於て保藏せられて居る。

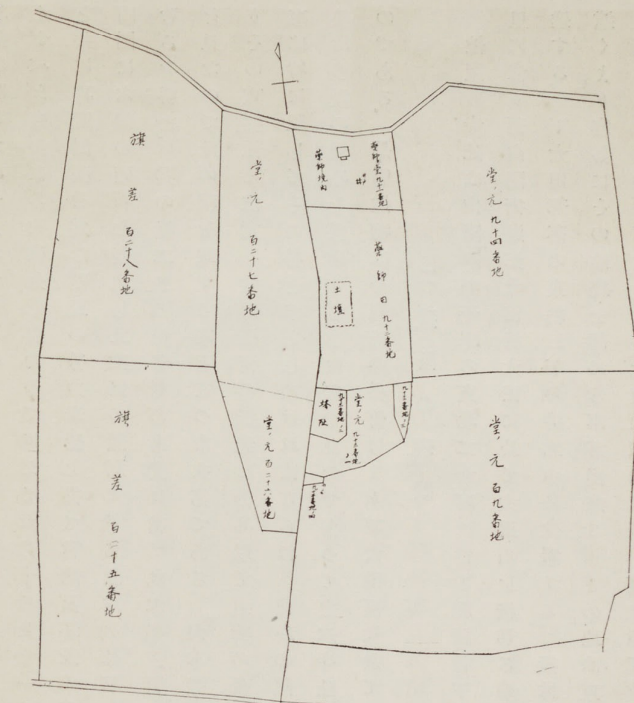
二 遺趾の現狀

位置 寺趾は山陽線網干驛の東北二十町に當る勝原村下太田區に存する。姫路よりは西方二里に當り舊山陽街道が太田村太田に於て太田川を横切る地點から正南に行くこと十町餘にして達する。下太田部落の東約三丁の耕地中に位置する。數株の松樹が二個處に聳立して居るので遠くより容易にその地點を認める事が出来る。この地は東に二百十六米の標高を持つ京見山を控え西には嶺特山百六十六米北東は城山に對し南は京見山の西に延びた丘陵を負ふて居て宛然一別天地の觀をなして居る。

遺趾の地域

遺趾と認めらるゝのは勝原村下太田の内字、薬師堂、薬師田、及堂の元に跨る東西十

間、南北約三十八間の地域である。その内遺趾の性質明瞭なるは堂の元、九十三番地の二で明かに塔趾と認められるものである。他は明かでないが薬師堂以下四區に分つ事が出来る。以下に順次その状態を敘する事とする。



第十圖 寺附近測圖

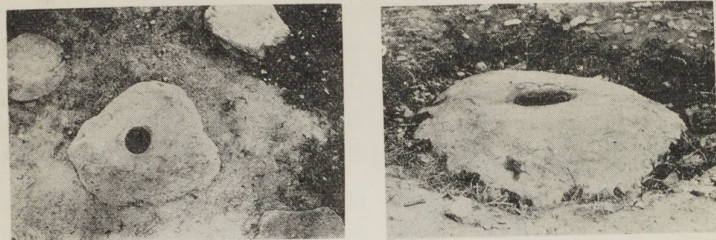
塔趾 東西約五間半、南北約四間高、南邊にて四尺北邊にて二尺を測る土壇を成し、土壇上の中央よりやゝ南寄り、一個の心礎があり、それを中心として四圍に九個の礎石と二個の礎石破片が遺存して居る。

元土壇上は雑草繁り、中央凹更に土壇の下には南方に五個、北方に二個、東方に三個の礎石がある。

地に地表より約一尺餘低く、心礎が幾かにその上面を露はして存して居たのであつたが、今回の調査に際して表土約三尺を取り除いた結果、以上の如く多數礎石を發見したのである。しかもその九個の礎石が心礎の北側に二列、南側に一列並び、各列三個宛略等間隔を以て位置し、上面も大體に於て同一水平面にあり、その位置は本來の状態を保つて居るものと見られ、遺趾の考察に重要な資料を提供するものであつた事は調査者の最も喜びとする處であつた。

心礎は大なる自然石の上面を削平し、中央に直徑一尺、深さ五寸三分の柄孔を穿てるもので、圓柱座の造出しは認められないが、上面削平の部分、南北にやゝ長き階圓形をなし、その長さ三尺と二尺五寸を測る。石の大きさは現在露出せる部分に於て東西五尺、南北五尺四寸を測る。

心礎以外の礎石は同様に自然石に平坦面を作つたもので、大き直徑四尺のものを最大二尺二寸のものを最小とし、他はその中間の大きさを有する。土壇下の礎石は顛落せる爲に横轉し、又は半土中に埋まり位置、及示す形が一樣でない。大きさは概ね土壇上のものと同じである。圓柱座の造出しを有するものは認められぬが、西邊南端の一



第十圖 (右) 心礎 (左) 塔趾
(昭和九年一月撮影) 見發礎心 (昭和十年八月撮影) 見發礎心

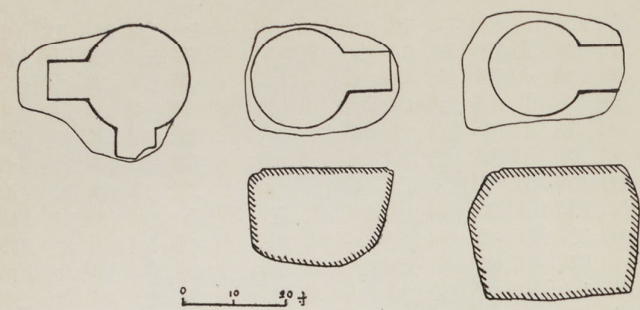
個は上面が徑二尺の正圓をなして居るのが注意を惹く。礎石間の間隔は各礎石の中心を假定して測定すると心礎四圍の四個の礎石間に於ては八尺八寸、その外側礎石との間に於ては六尺六寸を測る。

遺瓦は布目瓦破片が土壇上に多く散在し發掘の際は多く出土した。鍔瓦宇瓦の發見も多く此處にて爲されて居る。

字藥師堂遺址 塔趾の北約二十間、地番九十一番地面積二畝二十四歩の地域であつて高さ約三尺の土壇をなし東西十間、南北七間半を測る。この地區は所謂藥師堂の境域で堂は略中間の北に偏する所に建つて居る。方一間半の粗末な祠堂で内に本尊及木像觀音菩薩立像釋迦如來坐像を安置してある。但し本尊は元瑠璃光如來が安置されてあつたが大正十五年に盜難に遭ひ失はれその像に抱かれて居たと傳へる小佛頭のみ難を遁れたので今之を本尊として居る。右小佛頭は大さ四寸五分で十一面觀音の化佛の如く思はれる。木彫觀音菩薩像は一本造高さ三尺二寸測をる。損傷著しく兩腕を始め脚部を欠き相好も磨滅して衣紋も認め難い迄になつて居る。しかし材料彫法に古風な點が認められるものである。傳ふる所に依れば天明七年六月北約二里を隔つる峯相山鶏足寺より流れ來たものであると云ふ。釋迦像は高さ一尺二寸五分、近代の作で之も七十年前山階寺善德寺炎上の時此處に移されたものと云ふ。

此の域内に實に約四十個の礎石が遺存するのである。然し遺憾ながら塔趾の如く原狀を遺存するものは一個もなくすべて移動せられたものである。即六個は藥師堂の礎石に利用せられ三

十三個は土壇石垣に利用せられて居る。即十四個は南邊に、五個は東邊に、十四個は北邊に、三個は



第二十圖 下太田廢寺 圖二十第
存遺裏堂(左) 存遺前堂(中) 存遺中央邊南堂(右)

と。南邊に礎石が多數石垣として用ひられてある事より推測すればこの所傳に云ふ如く大多

西邊に存する圖版第十參看。此の外二個は藥師堂前に置かれてある。之等礎石は何れも自然石の上面を平坦にしたもので内に高二分乃至三分の圓柱座を造出したものがあり殊に地覆座の造出しのあるものが存するのは特筆に價する。此の種の礎石は藥師堂前に一個、南邊に於て五個、北邊に於て二個を數へる。挿圖實測圖に示せる如く圓柱座は徑二尺乃至一尺九寸、地

覆座は幅八寸乃至八寸五分を測る。藥師堂前のもの及境内南邊略中央に上面を水平にして置かれてあるものに於て明瞭に認めることが出来る圖版第十一參看。北邊石垣中のものは直角の方向に二方に地覆座が認められる。以上地覆座はその長さが短い形式のもので約一尺位である。是等礎石は果して何處より運ばれたか。傳へる所によると當地點と塔趾との中間にある藥師田と稱する田の中央や、南西寄りに明治十八年頃迄土壇が存したが其處に礎石があつて耕作に不便な爲めに之を取除き、その土を以て藥師堂境内の土壇を前へ擴げたのであ

數の礎石は藥師田中に存したものとすべきであらう。

其他 以上の他遺址と認めらるゝ地點が二個處ある。一は堂ノ元九十三番地の三で塔趾の東五間に東西二間南北六間の舟形の堆土をなせる面積十二坪の地である。高さは略塔趾と同じで數株の松樹が生じて居る。土中に多數の瓦破片を混ぜる點が注意を惹くのである。他は塔趾の南三間半の所にある東西二間南北一間半の堆土でその高さ亦塔趾に略同じく瓦を出す事が注意を惹く。地番は堂ノ元九十三番地の四で面積は二坪に過ぎない。

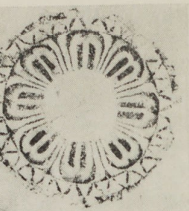
三 出土遺物 遺瓦

現在傳はれる遺瓦の出土は殆んど塔趾及びその附近に於てなされて居る。往時は藥師堂境内に於ても出土したものゝ如くで今境内に在る井戸はしばらく埋れて居たものを先年偶然發見したものであるがその際内より多數の布目瓦を發見したと傳へる。しかし之等は悉く失はれ現存せるものは前記大塚元治氏の採集にかゝるものが多い。此種遺蹟の研究に最も必要な遺瓦の遺存例が比較的多いのは全く同氏の功に依るのである。以下に類に分ちて説明する。

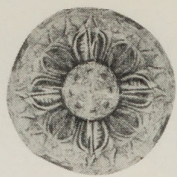
銚瓦 五類六種に分つ事が出来る。

第一類 所謂法隆寺系に屬するもので中房著しく大きく内に二十個に近き蓮子を容れ蓮辨は八葉にして其先端反轉し辨面には蓋より變化した二枚の小葉を並べ内區と外區の間に鋸齒文を陽刻せるものである。圖版第十二(イ)及(ロ)がそれであつて(イ)は姫路市島田清氏の採集所藏にかゝる同種のものに完形を察せしむるものがある(挿圖第十四圖左)。之に依り大さを推定すると中房の

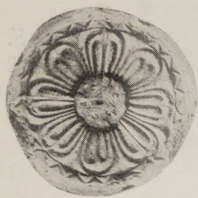
徑二寸、全徑約五寸二分を測る。(ロ)は數個出土する。いづれも中房を欠くので完形は分らないが



イ



ロ



ハ



ニ

第三十圖 圖版十二(イ)の二十番圖(イ) 圖版十二(ロ)の二十番圖(ロ) 圖版十二(ハ)の二十番圖(ハ) 圖版十二(ニ)の二十番圖(ニ) 圖版十二(イ)の二十番圖(イ)

假に拓本に依りて全體の蓮辨の形を復原すると挿圖第十三圖(イ)の如くなり本來の美しい文様を推察することが出来る。直徑約五寸を測る。周縁の鋸齒文の間隔もやゝ狭く鋭い。前者より大さ少しく小なるものである。

第二類 圖版第十二(ハ) 辨の形式に特色を有するものである。即短く廣くして先端が尖り氣味となつた蓮辨を線にて彫り出し中央の縦線にて左右に分ち内に片側が直線で先端の尖つた小葉を相對せしめて容れたもので感じの頗る鋭いものである。中房はやゝ大きく約九個の蓮子を有し内外區の境には鋸齒文帶が存する。此の種のものは出土數可成多くそれ等によつて復原圖を作ると挿圖第十三圖(ロ)の如くなる。推定直徑は約五寸である。

第三類 圖版第十二(ニ) 前二者と異り所謂百濟系に屬するもので出土例僅かに斷片一個であるが最も注意を惹くものである。即蓮辨が中膨みの單

辨で八葉あり、中房小さく蓮子は六顆と推考される。

第四類(挿圖第十四圖(左)) 唯一個のしかも断片しか発見されないもので詳しくは知り難いが前者と同じく百済系に属し辨が細長く且それが極めて高く隆起し蓮辨間の界線も著しく厚い點に特徴を有するものである。



圖四十第 (右) 影拓瓦遺出土



陸寺當藏氏清田島 (左) 片断瓦鑑出土

第五類 中房小にして内に八顆を容れ八葉の蓮辨が狭長にして辨面上に二個の長い小葉を隆起せしめるもので辨面が中央の縦線により左右に區劃されるものと然らざるものとが交互になつて居る點に特色が見られる。周縁と辨面との間には鋸齒文帯がある。遺存例の最も多いもので推定直徑は六寸を測る。寫眞にて復原すると挿圖第十三圖(ハ)の如くなる。

宇瓦 三類に分つ事が出来る。

第一類(圖版第十二ホ) 法隆寺遺瓦に獨特の忍冬唐草文を有するもので鑑瓦第三類と共に出土遺瓦中特別の注意を惹くものである。出土せるは断片のみで全體の文様は明かでないが法隆寺に遺存する同種の宇瓦挿圖第十五圖によつてそれが適勁暢達の曲線文様を自由に驅使したものである事を察する事が出来る。大きさは可成大きく厚一寸六分を測る周縁には珠文帯がない。

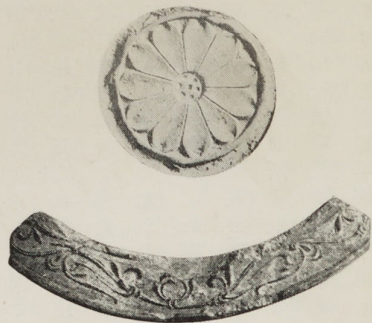
第二類(圖版第十二のヘ) 幅七分の内區に典型的な流麗なる唐草文を置き周縁との間に珠文を

有するものである。完形を保てるものはないが假に拓本によりて復原圖を作ると挿圖第十三圖(ニ)の如くなる。幅約九寸を測る。發見例可成多い。

第三類(圖版第十二のト) 特殊なるもので發見例は唯一個である。白色硬質であつて簡粗な唐草文様を陰刻してある。その背面に幅八分深さ六分の溝が作られてある點に特色があり單なる宇瓦と趣を異にする。如何なる性質のものか明かでない。

其他 右の外圖版第十二(チ)に見る遺瓦がある。断片で完形を知り難いが或は鴟尾の一部ではなからうかと推察される。

四 寺趾に對する考察



圖五十第 (上) 大和法隆寺遺瓦 (下) 大和法隆寺遺瓦

くない。以下に私見を述べる事にする。

先づ年代比定の資料として出土遺瓦に就て考察を加へて見ると第一に注意に登るのは遺瓦の年代が略同一年代に属し數時代に跨つて居ないと云ふ事實である。鑑瓦を第一類より第五類迄に分つて述べたがそれ等は何れも奈良時代初期或は飛鳥時代に遡つて考へ得るものばかりであ

る。第三類と稱した圖版第十二の(三)の如き挿圖第十五圖の飛鳥時代の典型的な定林寺遺瓦と比較すれば其の完形を想像し得ようがそこに示さるゝ形式は全く飛鳥期の特色である。宇瓦第一類圖版第十二の(ホ)が法隆寺の忍冬唐草文の遺瓦と極めて似て居ることは既に述べた處である。是は云ふ迄もなく美術史上の飛鳥時代に屬する優品である。鎧瓦第一類及第二類及び宇瓦第二類は奈良時代初期の形式を明瞭に示すもので之亦優秀な瓦である。奈良時代末期或は平安朝時代の遺物は見られない。遺瓦に對しかゝる考察を爲し得る事は此の遺蹟が飛鳥時代又は奈良時代の初期に於て創建せられ後間もなく滅んで其儘今日に到つた廢趾である事を物語ると思はれる。次に塔趾に就き考ふるに心礎が巨石であつて徑一尺の柄孔を穿てる事亦當代の廢寺趾に多く觀る處である。此種の單純な柄孔の形式は國分寺遺蹟にても見る處で例へば甲斐國分寺塔心礎は徑一尺四寸五分、深さ九寸一分の柄孔を穿ち佐渡國分寺の心礎柄孔は九寸八分深さ四寸である。柱間の間隔は中央にて八尺八寸、左右の間にて六尺六寸を測り計二十四尺四寸となる。塔婆平面の一邊の長さとしては略中位に屬する。播磨國分寺趾の塔趾礎石の一邊は三十尺三寸八分である。而して塔婆平面一邊の長さとは塔婆の高さとの比は時代の古い程小さいのを原則とし五倍前後を標準とすると云ふから此處に百二十尺餘の塔が聳立し得るのである。京都仁和寺五重塔が百十二尺、同八坂の塔が百二十尺ある事より考へて其の壯觀を想ふ事が出来る。瓦文様の藝術的優秀さより推して此の塔が建築としてすぐれたものであつた事も想像に難くない。尙遺存の礎石の數廿個あり、塔礎石數十七個なるべきに三個多いのは藥師堂境内の場合と同じく藥師田

中に存したものを移したものを含む爲であらう。藥師堂境内に存する礎石はその數及地覆座の造出より考へて金堂の礎石と推定せられる。然らばその地點は何處であらうか。藥師堂境内の土壇は近年に擴げたもので礎石を石垣とせる程であり且塔趾より遠く隔りすぎるので此の地域を以て金堂趾と爲す事は出来ない。むしろ藥師田の中央邊即近時迄土壇のあつたと云ふ地域を以てその場所と推考すべきではなからうか。尙地覆座の造出しは播磨國遺存の礎石としては珍とすべきものである。礎石の多數なる事は七間四面程の大なる堂宇の存在を想像せしめる。塔趾の東及南の堆土は特に遺趾とはなし難い。東の土壇が塔趾と相對して居るので之を東塔趾とし南の堆土を南門趾とする説があるが何れも近きに過ぐる故然りと爲し難い。是等堆土は遺瓦等を一箇所に捨てし爲に自然に出來たものではなからうか。塔趾以外の堂宇の配置明かならざるは遺憾であるが又止むを得ぬであらう。伽藍配置の形式を察し年代を考へることはもとより不可能である。しかし何れにもせよ奈良朝を遡る時代に一大伽藍の存せし事は否定すべくもない。然らば此の土地はその様に古き時代に高い文化を存在せしめる素因を有したのであるか。播磨風土記には此の地に就いて左の如き記述がある。

大田里(土中上)所以稱大田者 昔吳勝從韓國渡來始到於紀伊國名草郡大田村 其後分來移到於攝津國三島賀美郡大田村 其後又遷來於揖西郡大田村 依是本紀伊國大田以爲名

即移住し來つた韓人の最初の住地の名に因んで太田の稱が起つたと云ふのであるが我々は此の地の開發が古代に於て文化の先達の役目をなして居た半島よりの歸化人の名族によつて始つ

た事實及地味が中の上位であつた事に著目せねばならない。この事情の上に先に述べた地形の好條件が加はつて寺院建立の經濟的文化的基礎が作られたのである。西北僅かに二十町の所に斑鳩寺があり、その地附近は聖德太子勝鬘經御講説の時に推古天皇より賜つた斑鳩里水田三百六十町の地域であることを想へば此の感一層深いものがある。

五 太田寺に就て

本寺址を土地の人々は呼んで太田寺と云ふ。即地誌に見ゆる太田寺の趾として萬人等しく疑なく認めて居るのである。太田寺の名が文献に現れる最初は貞和年間の著作にかゝる峰相記である。即太田寺以下の社寺の縁起として次の物語を記述して居る。

大炊天皇御宇 天平寶字七年癸卯當國 揖東郡布施郷西郡内 五足犢牛生 子細奏 異賊責來大兵亂由占申翌年新羅軍船二萬餘艘當國造責入家島播州 陣取 朝家驚藤原貞國郡之沖 鐵的射通將軍被宣下 近國官兵駭異賊可追討當國正稅調伏壇所料兵糧可募云々 國分寺師東郡三野 東院千手靈像御前ニテ弘曜大德兜跋天秘像爲本尊勝軍敵秘法行 將軍貞國爲一陣官兵魚吹津揖東郡 ヨリ出發 向中手大將國司考未 磨磨郡司考未 等 東手明石大領大和續長宿禰等也 爰俄大風吹異賊七百三十二艘渾沒 官軍彼異賊大將顯昇切高棚上守貞國西五郡赤穂 可爲大領宜下云々 此時御祈禱竝宿願寺大田寺揖東郡 保郡大田郷下大田村池上寺揖東郡 保郡福井庄丁村東有寺跡 蓮城寺揖東郡 蓮城寺村有寺跡 蓮華寺揖東郡 福井庄山本村有寺跡 川原寺揖東郡 大田郷原村東山谷有寺跡 日輪寺揖東郡 大田郷中大田村北山下有寺跡 也社松原師東郡 松原郷松原村神社 魚吹揖東郡 福井庄宮内村神社

弘山揖東郡 弘山郷廣山村神社 那祇山揖東郡 上岡郷澤田村神社 八幡大國也也大田 福井前在 石見揖東郡 西兩郡石見庄等貞國領所ニテ住所大田郷楯鼓原黒岡神社大田郷原村西有社跡 貞菩薩後胤的氏トテ當國去人有也

如上の説話は何時の頃に起つたか明かでないが太田寺縁起と稱する徳川時代の記録は殆んど此の藤原貞國の話を記して居てそれが縁起の大部分を成して居る。然し寺址の示す創建年代は此の説明より溯るのであるから一考を要する。祈禱宿願所として列擧されて居る寺はすべて「有寺跡」と記して既に滅んで居る事を示すが大田寺のみに太田郷下太田に在りとして居て當時現存して居た事を語つて居る。播磨鑑には揖東郡の條に

大田寺 大田郷下太田村ニ有本尊藥師

とあり他の池上寺以下の寺に就ては寺跡の位置を記すのみであるから徳川中期に於ても峰相記の時代と略同じ状況にあつたのである。さすれば中世以來存続した太田寺の遺蹟が本寺址であらうか。少くとも奈良時代以後の遺物が殆んど發見せられない本寺址の性質上決してか様に考へる事は出来ぬ。池上寺等の寺跡なるものが現在顯著でない事より考へて中世以後の太田寺は現在の藥師堂に類した堂宇であつたらうと考へられる。その位置は本寺址上にあつたと直に決し難いが恐らく現在の藥師堂の存在すると同じ意味で此の所に存したと見て差支へなからう以上の如くであるから寺址それ自體が創建の際如何なる寺刹であつたかは容易に明かにする事が出来ない。思ふに創建伽藍が早く滅んだ後に規模に於て遙かに小なる寺が興り太田寺と稱せ

られたのではなからうか。他の縁起に太田寺の起原を峰相山鶏足寺の末寺として説けるものあるのは或は眞を傳へるのではないかと思はれる。

六 結 語

本寺趾は舊態を偲ばしむべき塔趾を比較的完全に遺存し且その年代を考證せしむるに足る優秀なる遺瓦を出し又假令位置を動かされて居るとは云へ注意に價する礎石を多數保存して居る點に於て史蹟として重要なものと認められる。速かに適當なる保存方法の講ぜられん事を庶幾ふて止まぬ。

(武藤囑託)

氷 上 郡

第六 久下谷と久下氏

〔圖版第十四——第十八〕

一

氷上郡の河川は地勢によつて自ら二つの河系をなし、山東部の水は日本海斜面に向ふ由良川系に屬し、山西部の水は北方神樂村附近から發して南流し、小川村附近にて多紀郡に源を發する篠山川と合流して、加古川となり、播磨の東部を貫流して瀬戸内海に注いでゐる。

こゝに云ふ久下谷とはこの篠山川に屬する一河谷で、川は上久下村久下村附近で網狀に幾多の小支流を發達せしめ、谷頭の浸蝕を逞うして河谷平野・小盆地を縱横に作り、高原性山地に小聚落を集中せしめてゐる。即ち久下谷は南北に山を負ひ、東は山脈南北より迫つて、僅に久下川(篠山川)の溪谷によつて多紀郡に通じ、西は久下村西境で小溪谷によつて僅かに通路が開かれてゐる。享保六年儒者伊藤東涯がこの附近を通つて、

萬重螺髻巧周遭 中有一村絕世囂

應恐漁郎來問道 只栽修竹不栽桃

と賦した如きは、舊幕時代の情景を彷彿たらしめるものであらう。

いま久下村谷川には村社高座神社が鎮座し、往古延喜式内社と傳へられ、久下谷十六ヶ村の總社



第六十圖 久下谷附近地圖 (陸地測量部地圖)

であつた。また上久下村太田の南部山間には古刹萬松山恵日寺臨濟宗があつて永和元年細川頼之の開基にかゝるといはれ久下村玉巻には護國山長慶院臨濟宗があつて、應永年間豪族久下時重の孫重元の女が尼僧となつて祖先の菩提を弔ふため創建したものと傳へられてゐる。また同村岡本の薬師堂に安置せる木彫薬師如来像國寶は平安時代の製作にかゝる優秀な尊像でその由緒の古きを物語つてゐる。同村谷川の竹林山常勝寺もまた顯著な名刹で天台宗に屬し淨域は蒼鬱たる老杉に蔽はれた幽境である。寺傳では孝徳天皇の大化年間法道仙人の開創にかゝると云ひ本尊銅製千手觀世音菩薩立像と木彫薬師如来座像とは今國寶に指定されてゐる。

二

さて久下谷一帯はさきに記した如く氷上郡の最南部に位置して偏在する小溪谷で古くは栗作郷と稱せられてゐたらしい。わが中世丹波の豪族久下一族がこの地方を本據として蟠居してゐたので、その盛時はまさに足利時代の初期であつたと想像せられる。

久下氏はもと武藏大里郡久下村から出で、武藏七黨の一である私市黨に屬してゐた。吾妻鏡壽永元年六月五日の條によると、源頼朝は久下權守直光が押領してゐた大里郡の地頭職を熊谷直實に興へたことが見える。蓋し熊谷氏も久下氏とは同族で、武藏大里郡地方に繁衍してゐたこと、思はれる。(久下武夫氏所藏の久下系圖には熊谷直實は久下直光の四男となつてゐるがやゝ疑はしい)。而して久下氏が武藏からこの氷上郡に移住したのは、何時の頃であるかは明かでないが、少くとも鎌倉時代末には既に久下谷によつて勢力を扶植しつゝあつたこと、思はれ従つて久下村の稱呼も起つたことであらう。

今久下武夫氏その他諸氏所藏文書によつて、足利氏初期の時代における久下氏の丹波のみにあける所領地を挙げると、左の諸地方に擴大されたことが知られる。

丹波新屋庄・宮内庄内興法寺村・井原庄内下司公文名・井原庄内牧山村・貫々木庄・佐野村
川口庄・小椋庄・新郷・柏原庄内願王寺村・石繼保・栗作郷

これらは延元二年から正平十三年まで約廿二年間において漸次發展したもので、主として足利尊氏義詮等から軍功の賞として興へられたものである。かくて正平十六年には久下頼直が丹波守護代となつてゐる。而もこの間久下氏はその祖先の發祥地たる武藏の故郷をも恢復したらしい。

ので、正平七年(觀應三年)七月に足利義詮は武藏池守郷及び大里郡久下郷の地頭職を興へてゐる。

(久下繁太郎氏所藏文書)このことはわが中世において豪族が遠隔の地方に移住するもなほ機會を見て故郷の地を恢復し、それを忘れなかつたことを思はしめるもので興味を惹くところである。

また足利氏が北條氏の衰亡に乗じて兵を擧げて後醍醐天皇の御味方申上げ、後にはまた叛逆したが、とにかく老大な勢力を近畿地方に樹立したことには關東に故地を有する久下氏の如き豪族が畿内に近い地方からこれに應じて支持したこと等が多いのを思はせる。

三

久下谷の小盆地が要害の地で、豪族の興起に恰好の場所であることは、さきに本冊第六輯に播磨千種川溪谷における赤松氏の興起を述べたこと、同様の状況であるから、こゝには詳説しない。而も赤松則村の三男赤松貞範もまた氷上郡内竹田川の溪谷春日部庄に居を構へ、荻野、葦田の諸氏と共に足利氏に應じたのであつた。また正平六年正月足利尊氏が京都で失脚して丹波路に走つた時、その子義詮を本郡小川村井原石龜寺に留めたことは既に本冊第八輯に詳述されてゐるが、この時久下氏はその守備に當つた。石龜寺は佐治川と篠山川との合流するところであつて、久下谷の西に當る。

四

室町時代における久下谷における久下氏の勢力は相應に強固なものであつた。正平十六年十二月久下頼直は丹波國守護代となつてゐるが(久下武夫氏所藏文書)また應仁元年十一月には細川勝

元が丹波栗作郷地頭職内田畠山林、金屋村を久下三郎政光に還附してゐることが見え、(同氏藏文書)永正五年十月には幕府は丹波守護細川高國の被官人等が久下政光の所領たる新井庄を押妨するを停めて、之を政光に還付してゐることがあるから、(同氏藏文書)この頃なほ相當の餘勢を保つてゐたものと思ふ。

しかし明應四年九月二日中西修理進秀長なるものから久下駿河守に宛てた書狀(同氏藏文書)に據ると、この頃における久下氏の消長を窺はしめるものがある。この中西秀長は書狀の貼紙によつて京都四條の富豪で、當時のいはゆる酒屋を営んでゐたものであることが知られる。この書狀によると、その頃久下氏が祖先以來傳承する足利尊氏義詮等から興へられた御教書判物等を京都四條の富豪中西秀長に預けてゐたが、明應元年七月に京都綾小路室町から出火して下京に炎焼し、さきに預けた證書文書類が悉く焼失または紛失した趣が記されてゐる。即ち當時久下氏から訴訟或は金融依頼のため、その家寶ともすべき古文書を京都に持出してゐたことが知られるので、世情の推移と共に地方豪族が次第に勢力を失墜し行く徑路を示すものであり、また足利將軍の御教書等が次第にその實効を示さなくなつたことをも暗示する。

その後久下氏の傳へるところでは、天正年間になつて織田信長の軍勢のために討滅されて、舊時の勢力は全く衰へてしまつたといふ。(魚澄委員)

三原郡

第七 諭鶴羽神社

〔圖版第十九—第廿二〕

神戸港を離れて西に向ふ船の中から正面に見えるのは淡路島である。最爾たる島といへばそれまで、あるが岩屋の北端から由良まではかなり長い。山の影は高く低く南北に尾を牽いて流石に堂々たる島山である。日本書紀應神天皇の條に

廿二年秋九月辛巳朔丙戌天皇狩于淡路嶋是嶋者横海在難波之西峯巖紛錯陵谷相續芳草蒼蔚長瀾潺湲亦麋鹿鳧雁多在其嶋故乘輿屢遊之

と記されてゐる所に上古の姿を髣髴として察することが出来る。今日三原の平野に立つと四方はすつかり山に包まれて島中にあるを知らざる感がある。殊に市村の南に當つて高く一群の山脈の連亘するのはこれ諭鶴羽山を盟主とする山並である。南外洋の氣流と島中の大氣が山上で交會する加減か二千尺の山頂は雲に鎖されてゐることが多い。

難波津や紀州方面から阿波や土佐に通ふ人々が船上淡路の南を通過する時海中に突屹たる島の高根を望見して一種いふべからざる宗教的な觀念を起したことであらう。あの山は必ず神秘な所に相違ないと観じたであらう。宜なる哉此山には已に數百年の昔から神人の靈媒に依る



圖七十第 諭鶴羽神社附近地圖
(圖地一分萬廿部量測地陸)

遺跡が遺されてゐるのであつた。淡路國三原郡灘村の諭鶴羽神社は即ちこれである。

茲に九州記云に引かれた彦山來由附逆儀事によると

此彦山大權現ト申ハ本地ハ西天竺ノ靈神タリ人王十代崇神ノ御宇ニ當ツテ天竺ヨリ五ツノ劔ヲ東ヘ向テ抛給ヒ吾緣ノアル方ヘ留ルヘシト誓ヒ玉フ。一ツハ紀伊國室ノ郡ニ留リ一ハ下野國日光山ニ留リ一ハ出羽國羽黒ノ嶺ニ留リ一ハ淡路國乙鶴羽ノ峯ニ留リ一ハ豊前國彦山ニ留ル云々

と見えてゐる。此種の傳説は其由來が古くから傳へられてゐる。猶一例を挙げると、長寛元年四月十六日藤原朝臣永範が伊勢大神宮と熊野權現と同躰なるべきかを勘申した文中にも熊野權現御垂跡緣起を引いて

往昔甲寅年唐乃天台山乃王子信舊跡也日本國鎮西日子乃山峰雨降給布其舁八角奈留水精乃石高佐三尺六寸奈留爾天下給布次五ヶ年乎經丑戊午乃年伊豫國乃石鐵乃峯仁渡給。次六年乎經丑甲子年淡路國乃遊鶴羽乃峯仁渡給云々

と長寛勘文に載せられてゐる。また諸神本懷集愛徳山緣起神道集舊事大成經等にも同様のこと